

# 福祉環境委員会

令和6年5月16日(木)  
10時00分～ 時 分  
全員協議会室

【委員】三浦委員長、肥後副委員長、  
柳楽委員、串崎委員、上野委員、布施委員、川神委員

【議長・委員外議員】

【執行部】

〔健康福祉部〕久保健康福祉部長、棕木健康医療対策課長、  
河上健康医療対策課地域医療担当課長、龍河子ども・子育て支援課長、  
小林子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長、  
小林保険年金課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、小松環境課長、斗光カーボンニュートラル推進室長、  
鈴木総合窓口課長、川合税務課長、齋藤資産税課長

【事務局】久保田書記

---

## 議 題

### 1 執行部報告事項

- (1) 令和7年度国県重点要望事項について 【健康医療対策課】
  - (2) 高齢者人口等の推移について 【健康医療対策課】
  - (3) 島根大学医学部医学科『地域枠』及び市内看護学校卒業生・入学生の状況について 【健康医療対策課】
  - (4) 令和6年度浜田市国保診療所の医師体制について 【健康医療対策課】
  - (5) 令和6年度幼児教育・保育施設の変更点と未就学児童の状況について 【子ども・子育て支援課】
  - (6) 放課後児童クラブの入会状況について 【子ども・子育て支援課】
  - (7) 1歳児に対する相談支援事業の実施について 【子ども・子育て支援課】
  - (8) 令和6年度浜田市国民健康保険料率について 【保険年金課】
  - (9) (仮称)益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価書の縦覧について 【環境課】
  - (10) 令和5年度ごみの排出量等について 【環境課】
  - (11) 浜田市とTerra Charge株式会社との持続可能な地域づくりに関する包括連携協定書の締結について 【カーボンニュートラル推進室長】
  - (12) 本庁支所間におけるオンライン窓口の試験的導入について 【総合窓口課】
  - (13) 令和6年度軽自動車税(種別割)の当初賦課状況等について 【税務課】
  - (14) 令和6年度固定資産税の当初賦課状況等について 【資産税課】
  - (15) その他
- (配布物)
- ・令和6年度子育て支援ガイド 【子ども・子育て支援課】

### 2 その他

### 3 取組課題について(委員間で協議)

## 令和7年度国県重点要望事項 総括表(県知事要望分)

部	No.	要 望 項 目
総務部	1	浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について
	2	浜田港の利活用促進の一環としての浜田海上保安部の機能強化について
	3	米軍機による低空飛行訓練の中止について
健康福祉部	4	医師・看護師等医療従事者確保対策について
産業経済部 都市建設部	5	重要港湾浜田港について
都市建設部	6	高規格道路の整備促進について
	7	矢原川ダムの事業推進について
教育部	8	島根県立高等学校の寄宿舎整備について【新規】
合 計		県知事要望 8件

## 総括表(部長以下要望分)

部	No.	要 望 項 目	備 考 (知事要望の有無)
総務部	9	浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について	○
	10	浜田港の利活用促進の一環としての浜田海上保安部の機能強化について	○
	11	米軍機による低空飛行訓練の中止について	○
地域政策部	12	地域公共交通の確保に対する支援について	
健康福祉部	13	医師・看護師等医療従事者確保対策について	○
	14	浜田医療センター支援について【新規】	
		(1) 浜田医療センターに対する特別交付税措置について (2) 浜田医療センターに対する医療提供体制推進事業費補助金の交付について	
都市建設部 ※一部産業経済部	15	重要港湾浜田港について	○
		(1) 岸壁整備等港湾機能の強化について	○
		(2) 荷役業務の安全確保について	○
		(3) 貿易振興に対する支援について	○
		①浜田港国際定期コンテナ航路の維持について	○
		②浜田港振興会の運営支援について	
		③大型基幹貨物を取り扱う企業の誘致の推進について	
		(4) 浜田港の曳船(タグボート)の確保について (5) 浜田港港湾施設の使用料減免の拡充と継続について	
都市建設部	16	高規格道路の整備促進について	○
		(1) 浜田自動車道4車線化の事業推進について	○
		(2) 三隅益田道路の事業推進について	○
	17	矢原川ダムの事業推進について	○
	18	本庁・支所間を20分で連絡する道路整備について	
(1) 主要地方道弥栄旭インター線(小坂Ⅲ工区)			
【継続事業分】			
(1) 林道 ①林道金城弥栄線			

部	No.	要 望 項 目	備 考 (知事要望の有無)
都市建設部	19	まちづくりを支援する県道の幹線道路ネットワークの早期完成と生活関連道路の整備について	
		(1) 主要地方道浜田八重可部線の改良について	
		(2) 主要地方道田所国府線の改良について	
		①本郷工区(浜田作木線交差点～木田境)	
		②戸川工区(新戸川橋～栃谷橋)	
		(3) 主要地方道浜田美都線の改良について	
		【継続事業分】	
		(1) 主要地方道	
		①主要地方道田所国府線 入野工区、上府工区	
		②主要地方道浜田八重可部線 後野工区、今市2工区、都川2工区、今福工区	
		③主要地方道浜田美都線 木都賀工区	
		④主要地方道桜江金城線 追原C工区	
		⑤主要地方道三隅美都線 河内工区	
	20	地域を支える道路網の整備について	
		(1) 一般国道186号(上来原～波佐地内)の路肩拡幅整備について	
		(2) 一般県道今福芸北線(久佐～小国)の改良について	
		(3) 一般県道一の瀬折居線(周布地～櫛田原)の改良について	
		(4) 一般県道浜田商港線(起点側～青川バス停)の交差点改良について	
		【継続事業分】	
		(1) 一般国道186号	
		①小国2工区(新犬戻りトンネル)	
		(2) 県営農道整備事業(農村地域防災減災事業)	
		①新開佐野地区(緊急避難路整備)	
		②横山地区(緊急避難路整備)	
		(3) 一般県道等	
		①一般県道黒沢安城浜田線 長見工区	
		②一般県道三隅井野長浜線 三隅工区、井野工区	
		③一般県道美川周布線 穂出工区	
		④一般県道波佐芸北線 波佐工区	
⑤一般県道益田種三隅線 西河内工区			
⑥一般県道一の瀬折居線 室谷工区			

部	No.	要望項目	備考 (知事要望の有無)
都市建設部	21	周布川の防災対策について	
		【継続事業分】	
		(1) 周布川の堤防嵩上げについて	
	22	安全で安心して暮らせる県土を創る治水対策の推進について	
		【継続事業分】	
		(1) 周布川	
		①河口周辺	
		②その他	
		(2) 下府川	
		(3) 唐鐘川	
		(4) 久代川	
	(5) 三隅川		
	(6) 小国川		
	23	県民の生命や財産を守る砂防事業等の推進について	
		【継続事業分】	
		(1) 急傾斜地崩壊対策事業について	
		①高佐町A地区	
		②黒川地区	
		(2) 砂防事業について	
		①本郷川	
		②治和川	
③西旗竿谷川			
④外ノ浦谷川			
(3) 地すべり対策事業について			
①高野地区地すべり対策事業			
②浜田第四期地区地すべり対策事業			
24	海岸保全事業の促進について		
	【継続事業分】		
	三隅港海岸（湊浦地区）		
教育部	25	島根県立高等学校の寄宿舎整備について【新規】	○
	26	学校ICT機器更新等に係る財政支援について	
合計		部長以下要望18件（知事要望8件を含む）	

## 令和 7 年度国県重点要望事項

### 1 浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について

【要望先：防災部】

浜田港につきましては、国指定の重要港湾として整備され、官民一体となって利用促進に取り組んでいるところです。

日頃の海上自衛隊艦艇の公開や災害時における隊員の迅速かつ献身的な救助活動により、自衛隊に対する信頼感が高まってきており、海上自衛隊艦艇の浜田港寄港は、市民にとって大きな安心につながるものと思っております。また、地元経済にとりましても、海上自衛隊艦艇の物資の補給など、非常に大きな効果があるものと考えております。

つきましては、海上自衛隊艦艇の物資補給基地の誘致に向けてご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いします。

### 2 浜田港の利活用促進の一環としての浜田海上保安部の機能強化について

【要望先：防災部】

島根県におかれましては、重要港湾浜田港の整備に取り組んでいただき、深く感謝申し上げます。浜田市としましても、官民一体となって利活用促進に取り組んでいるところです。

浜田港には、現在、海上保安庁の浜田海上保安部が設置され、1,000t 型巡視船などが配備されております。

海上保安庁におきましては、海上保安体制の強化を掲げておられ、今後、日本海側の海上監視体制の強化にも取り組まれる予定であります。

つきましては、浜田港のさらなる利活用促進のため、是非とも、巡視船等の増強など、浜田海上保安部の機能強化に向けてご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いします。

### 3 米軍機による低空飛行訓練の中止について

【要望先：防災部】

知事におかれましては、米軍機の低空飛行訓練による騒音問題につきまして、米軍機騒音等対策協議会とともに外務省、防衛省に要望活動を行っていただき、深く感謝を申し上げます。

しかしながら、米軍機の低空飛行訓練による住民への耐え難い騒音被害は引き続き発生しており、事故への不安に悩まされるなど、日常生活に様々な悪影響を与え続けています。

さらに、昨年 12 月には、浜田市上空で米軍機による空中給油が行われたとみられる報道があり、住民の安全安心は益々脅かされる状況にあります。

この現状に鑑み、低空飛行及び空中給油訓練が行われないう、米軍関係当局に対し、更なる強力な対応をしてもらうよう、国への働きかけをお願いします。

また、騒音被害が解消されるまでの間、国が責任を持って騒音や安全性に対する住民の不安を軽減するための措置をとることについても、引き続き働きかけをお願いします。

### 4 医師・看護師等医療従事者確保対策について

【要望先：健康福祉部】

医師をはじめとする医療従事者につきまして、奨学金制度や島根大学との連携、しまね地域医療支援センターのキャリア支援など、様々な取組を行っていただいております。深く感謝を申し上げます。

浜田圏域の医師の充足率においても、令和4年の83.8%から令和5年には85.2%へと増進をしております。

しかしながら、当市では、依然として中核病院における診療科の偏在が顕著であり、常勤医のいない診療科もあり、住民の不安は払拭されておられません。加えて、地域の医療を支える開業医の高齢化も進み、身近な医療機関の減少が危惧されております。

浜田医療センター附属看護学校については、国立病院機構本部の意向により運営の見直しが検討されており、当市としては、看護学校に通う学生に対する奨学金制度の創設や附属看護学校存続のための支援を島根県と協調で行い、学生の確保に努めているところであります。

地域の特性を踏まえた医師確保計画が着実に実行されることをお願いするとともに、医療従事者の確保や診療科の偏在の解消につきまして、引き続きご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いいたします。

## 5 重要港湾浜田港について

**【要望先：土木部（一部商工労働部）】**

日本海側拠点港の浜田港は、県内唯一の国際貿易港として重要な役割を担っております。更なる物流機能の向上に格別のご高配をお願いいたします。

### (1) 岸壁整備等港湾機能の強化について

浜田港の岸壁は、近年の急速なコンテナ船の大型化に対応できていない状況となっており、コンテナ船社からは1,000TEU積みコンテナ船の寄港を可能とする施設整備が求められています。

つきましては、船舶大型化に対応するため、できるだけ早期に岸壁整備等港湾機能の強化を促進していただきますようお願いいたします。

### (2) 荷役業務の安全確保について

新北防波堤の整備促進について、引き続きのご支援をお願いいたします。

### (3) 貿易振興に対する支援について **【要望先：商工労働部】**

浜田港は島根県内唯一の国際貿易港であり、平成13年3月に国際定期コンテナ航路が開設されたことにより、石見地域はもとより、島根県の経済活性化に大きく貢献しているものと認識しております。しかしながら、新型コロナウイルス禍に端を発した物流網の混乱は、回復傾向にあるものの、円安や燃油高騰、紛争による供給網混乱など様々な影響が現れており、特に地方港にとって苦しい環境が継続しております。

今後、浜田港の国際定期コンテナ航路の信頼回復と取扱貨物の確保に向けた取組を進めることが急務になっており、地域経済を支える物流拠点として、更なるご支援をよろしくお願いいたします。

## 6 高規格道路の整備促進について

**【要望先：土木部】**

島根県におかれましては、浜田自動車道の4車線化及び三隅益田道路の事業推進に多大なるご支援をいただき感謝申し上げます。

### (1) 浜田自動車道4車線化の事業推進について

令和4年度から事業化となった浜田自動車道（大朝IC～旭IC間）の一部区間につきまして、事業推進に格別のご高配をお願いいたします。

また、優先整備区間に選定されている他区間につきましても、円滑な移動や大雪時の確実な通行を確保するため、早期事業採択に向けて引き続きご支援いただきますようお願いいたします。

## (2) 三隅益田道路の事業推進について

三隅益田道路につきまして、浜田益田間の移動時間短縮と物流の効率化を実現するため、事業推進に格別のご高配をお願いします。

## 7 矢原川ダムの事業推進について

**【要望先：土木部】**

矢原川ダム事業につきましては、現在付替え道路の整備工事やダムサイトの地質調査等が進められており、防災安全のためにも地元住民が大きな期待を寄せています。引き続き、早期完成に向けて格別のご高配をお願いします。

## 8 島根県立高等学校の寄宿舎整備について【新規】

**【要望先：教育庁】**

浜田市には、島根県立浜田高等学校（以下「浜田高校」という。）、浜田商業高等学校及び浜田水産高等学校の3校が設置されています。

現在、この3校では、少子化等の影響で定員確保に苦慮する状況が続いており、このままでは学級数の減少や学校統合が進み、地域の教育力が低下することを危惧しています。

こうした状況を踏まえ、本市では、市外・県外生や学校から遠方で通学できない生徒の住まいの確保のため、県立高校3校の男子共同下宿を令和6年度から当面5年間の計画で運営します。

これはあくまでも緊急的な措置であり、寄宿舎がない浜田商業高等学校及び、女子寮がない浜田水産高等学校において、寄宿舎整備は喫緊の課題ではありますが、それぞれ単独の寄宿舎を整備することは難しいことも理解しております。

一方で、浜田高校の寄宿舎は、男子用、女子用とも築約50年経過して老朽化が進み、遠からず建替えが必要となるものと推察されます。

浜田高校においても、入学者が定員を大きく割っており、地元生徒の入学者増の努力も当然のことながら、県外枠の拡大なども併せて実施し、入学者の増を図る必要があると考えます。

つきましては、浜田高校のそれぞれの寄宿舎の建替え等の検討に際し、市内3校の共同寄宿舎として整備することを検討していただきますよう格別のご高配をお願いいたします。

**《以上県知事要望分》**

## 《ここから部長以下要望分》

### 9 浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について

【要望先：防災部】

※知事要望に同じ

### 10 浜田港の利活用促進の一環としての浜田海上保安部の機能強化について

【要望先：防災部】

※知事要望に同じ

### 11 米軍機による低空飛行訓練の中止について

【要望先：防災部】

※知事要望に同じ

### 12 地域公共交通の確保に対する支援について

【要望先：地域振興部】

地域公共交通は、利用者の減少や乗務員不足に加え、燃料費や物価高騰などにより大変厳しい状況が続いておりますが、自身で移動手段を持たない市民の通院・通学や買物などの日常生活において欠かせない移動手段であり、将来にわたって維持・確保することがこれまで以上に重要になっております。

こうした中、島根県におかれましては、令和4年度に生活交通ネットワーク総合支援事業の見直しを実施され、民間バス事業者に対する「島根県地域間準幹線系統確保維持費補助金」においては、1日当たりの輸送量を補助要件に追加するとともに、補助対象経費限度額を設定されました。

市町村に対する「島根県生活交通確保対策交付金(以下「交付金」という。)」により、減額分補填は一部されるものの、交付金では地域キロ当たり標準経常費用を上限とすることや補助対象経費限度額が設定されたことから、市町村における財政的負担は増加しており、今後ますます増大することが懸念されます。

利便性・効率性を確保しながらも、持続可能な地域公共交通を構築するためには、市民、民間交通事業者、行政が一体となって取り組む必要があることから、生活交通ネットワーク総合支援事業の見直しを行っていただくとともに、同事業の予算総額の拡充をお願いいたします。

### 13 医師・看護師等医療従事者確保対策について

【要望先：健康福祉部】

※知事要望に同じ

### 14 浜田医療センター支援について【新規】

【要望先：健康福祉部】

日ごろからの浜田医療センターをはじめとする浜田市の医療機関への支援につきまして、深く感謝を申し上げます。

さて、浜田医療センターにおかれましては、浜田圏域の中核病院として必要な医療の提供を継続していくための経営改善等を積極的に実施しておられますが、昨今の人口減少などの影響もあり、厳しい経営が続いております。

つきましては、当センターが今後も地域の中核病院としての機能を維持できるよう、格別のご高配をお願いいたします。

### (1) 浜田医療センターに対する特別交付税措置について

浜田市から十分な支援をするための財源の確保について、地方公共団体が公的病院等に助成を行った場合に措置される特別交付税の対象に浜田医療センターの属する独立行政法人国立病院機構も加えていただけるよう浜田市と共に国に働きかけをお願いします。

### (2) 浜田医療センターに対する医療提供体制推進事業費補助金の交付について

浜田医療センターの三次救急医療体制を維持するためにも、国の医療提供体制推進事業費補助金（救急救命センター運営事業）の県負担分の財源を確保し、当センターへの交付をお願いします。

## 15 重要港湾浜田港について

### 【要望先：土木部（一部商工労働部）】

日本海側拠点港の浜田港は、県内唯一の国際貿易港として重要な役割を担っております。更なる物流機能の向上に格別のご高配をお願いします。

### (1) 岸壁整備等港湾機能の強化について

※知事要望に同じ

### (2) 荷役業務の安全確保について

※知事要望に同じ

### (3) 貿易振興に対する支援について 【要望先：商工労働部】

島根県内唯一の国際貿易港である浜田港の利用促進のため、次の点につきまして、ご支援賜りますよう格別のご高配をお願いします。

#### ① 浜田港国際定期コンテナ航路の維持について

浜田港は島根県内唯一の国際貿易港であり、平成13年3月に国際定期コンテナ航路が開設されたことにより、石見地域はもとより、島根県の経済活性化に大きく貢献しているものと認識しております。更に、働き方改革による2024年問題とモーダルシフト、カーボンニュートラルの実現など多くの課題が山積する中、浜田港は物流問題解決に向け重要な役割を果たすものと期待しています。

しかしながら、新型コロナウイルス禍に端を発した物流網の混乱は、回復傾向にあるものの、円安や燃油高騰、紛争による供給網混乱など様々な影響が現れており、特に地方港にとって苦しい環境が継続しております。

今後、浜田港の国際定期コンテナ航路の信頼回復と取扱貨物の確保に向けた取組を進めることが急務になっており、地域経済を支える物流拠点として、更なるご支援をよろしくをお願いします。

#### ② 浜田港振興会の運営支援について

事業者のニーズを踏まえた集荷対策には、効果的なポートセールス体制の整備を行い、航路の維持及び安定運航を確保することが必要です。また、浜田港港湾計画の実現には、取扱貨物量の増加に向けた取組が不可欠であり、その中心となる浜田港振興会の活動は重要性を増しています。

さらに、コロナ禍により途絶えてしまったクルーズ客船について、寄港再開に向けた誘致活動には、石見圏域の関係者と一緒になって、重点的に取り組む必要があります。

つきましては、浜田港振興会の役割にご理解をいただき、引き続き運営に対する人的・財政的ご支援をお願いします。

#### ③ 大型基幹貨物を取り扱う企業の誘致の推進について

平成29年に改訂された浜田港港湾計画では、長浜地区、福井地区の新規岸壁の造成等が示されています。この計画の実現により、大型船の入港が可能となり、国際定期コンテナ航路の週復便化など荷主に対する利便性を向上するため、より多くの貨物の取扱いが必要となります。

つきましては、県西部地域において、大型基幹貨物（ベースカーゴ）を取り扱っていただける企業の誘致を推進していただきますようお願いいたします。

**(4) 浜田港の曳船（タグボート）の確保について【要望先：商工労働部、土木部】**

近年、船舶の大型化が進み、大型貨物船やクルーズ船が接岸する際、基本的に2隻の曳船を必要としますが、現在の浜田港は1隻のみのため、三隅港を中心に応援を要請し対応されているところです。

令和4年の中国電力株式会社三隅火力発電所2号機の稼働に伴い、今まで以上に他港からの応援の要請が求められており、引き続き、曳船の確保と回航費の補助について実情に応じた支援をお願いいたします。

**(5) 浜田港港湾施設の使用料減免の拡充と継続について**

浜田港の港湾施設使用料は、利用促進のため各種減免措置を講じていただいておりますが、原木等の国内移出入貨物については従来どおりの使用料であり、県外他港と比較し高い状況です。輸出入と同様に国内移出入貨物の使用料についても減免をご検討いただきますようお願いいたします。

また、浜田港福井第2上屋や更新整備されますリーチスタッカーについても既存減免の継続をいただきますようお願いいたします。

県外他港との競争力を高め、取扱貨物量の増加と港の利用促進を図るため、更なるご配慮を賜りますようお願いいたします。

**16 高規格道路の整備促進について**

**【要望先：土木部】**

※知事要望に同じ

**17 矢原川ダムの事業推進について**

**【要望先：土木部】**

※知事要望に同じ

**18 本庁・支所間を20分で連絡する道路整備について**

**【要望先：土木部】**

島根県におかれましては、国道、主要地方道及び一般県道等の幹線道路整備を継続的に実施していただき厚くお礼を申し上げます。

地域間交流の活性化を図るため、次の区間の整備について、格別のご高配をお願いいたします。

**(1) 主要地方道弥栄旭インター線（小坂Ⅲ工区）【弥栄】**

高内～弥栄大橋間について、トンネルによる計画策定をお願いします。

**【継続事業分】**

次の区間について事業の促進をお願いします。

**(1) 林道**

①林道金城弥栄線【金城・弥栄】

## 19 まちづくりを支援する県道の幹線道路ネットワークの早期完成と生活関連道路の整備について

【要望先：土木部】

幹線道路は、市民生活や経済活動を営む上で重要な役割を担う道路です。農林道と連結した幹線道路ネットワークの早期完成と生活関連道路の効率的な整備について、格別のご高配をお願いします。

### (1) 主要地方道浜田八重可部線の改良について【旭】

岩畳工区の完了に伴い、赤谷工区（畑喰谷工区から改良済区間まで約 1 km）の改良整備について、事業化の検討をお願いします。

### (2) 主要地方道田所国府線の改良について

次の区間の改良整備について、事業化の検討をお願いします。

①本郷工区（浜田作木線交差点～木田境）【旭】

②戸川工区（新戸川橋～栃谷橋）【旭】

幅員が狭く離合できないため、早期事業化をお願いします。

### (3) 主要地方道浜田美都線の改良について【弥栄】

木都賀地内から市境までの改良整備について、格別のご高配をお願いします。

### 【継続事業分】

次の区間について事業の促進をお願いします。

#### (1) 主要地方道

##### ①主要地方道田所国府線

・入野工区【金城】

・上府工区（吉原橋付近～府城センター付近）【浜田】

##### ②主要地方道浜田八重可部線

・後野工区（佐野～国道 186 号）【浜田】

・今市 2 工区（丸原地区～今市地区）【旭】

当該区間は、過去死亡事故が発生した箇所であり、地域住民も安全安心な道路整備を要望しており、早期完成をお願いします。

・都川 2 工区【旭】

・今福工区（久佐川橋付近）【金城】

##### ③主要地方道浜田美都線 木都賀工区【弥栄】

##### ④主要地方道桜江金城線 追原 C 工区【金城】

##### ⑤主要地方道三隅美都線 河内工区【三隅】

## 20 地域を支える道路網の整備について

【要望先：土木部】

安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた道路網整備について、格別のご高配をお願いします。

### (1) 一般国道 186 号（上来原～波佐地内）の路肩拡幅整備について【金城】

当区間は路肩幅員が狭いため、降雪時に大型車両同士の離合に注意を要する場面が多く発生します。また、道路側溝が路面よりも低い位置にあるため、車両の脱輪や路外逸脱の危険性が高い箇所でもあります。安全通行のための改善策として、上来原工区に引き続き、広島方面にむけ市道取付までの約 350mにつきまして、歩道を整備していただきますようお願いいたします。

## (2) 一般県道今福芸北線（久佐～小国）の改良について【金城】

本路線は小国地区の生活道路であり、今福地区と小国地区を結ぶ幹線道路です。幅員狭小区間と落石危険箇所が多く通行に支障があるため、局部改良も踏まえた対応について検討をお願いします。

## (3) 一般県道一の瀬折居線（周布地～櫛田原）の改良について【三隅】

当区間は、狭小で交通難所となっているため、この区間のトンネルによる整備について検討をお願いします。

## (4) 一般県道浜田商港線（起点側～青川バス停）の交差点改良について【浜田】

本路線の起点側交差点部分（国道9号合流部）は、それまでの2車線から1車線へ幅員が狭くなっているため、車両の離合が困難な状況となっています。特に大型車が通行する際は、対向車が交差点に進入できず、交通の流れが阻害される場面が多発しています。つきましては、交差点の改良に向けた検討をお願いします。

### 【継続事業分】

次の区間について事業の促進をお願いします。

#### (1) 一般国道186号

- ①小国2工区（新犬戻りトンネル）【金城】
- (2) 県営農道整備事業（農村地域防災減災事業）
  - ①新開佐野地区（緊急避難路整備）【浜田・金城】
  - ②横山地区（緊急避難路整備）【浜田】

#### (3) 一般県道等

- ①一般県道黒沢安城浜田線 長見工区（名古田橋～新福永橋）【浜田】
- ②一般県道三隅井野長浜線
  - ・三隅工区（三隅美都線～三隅神社～浄蓮寺峠）【三隅】
  - ・井野工区（下今明～小原）【三隅】
- ③一般県道美川周布線 穂出工区【浜田】
- ④一般県道波佐芸北線 波佐工区【金城】
- ⑤一般県道益田種三隅線 西河内工区【三隅】
- ⑥一般県道一の瀬折居線 室谷工区【三隅】

## 21 周布川の防災対策について

### 【要望先：土木部】

水害から住民の生命財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりのためには、ハード整備とソフト対策の両面から総合的な治水対策を進めることが重要です。

周布川流域では、近年、氾濫危険水位を超過する事態が頻発していることから、流域住民の安全・安心のための治水対策の推進に格別のご高配をお願いします。

### 【継続事業分】

#### (1) 周布川の堤防嵩上げについて【浜田】

周布川においては、一部で堤防の低い箇所が存在しており、近隣の住民からは不安の声が上がっています。沿川住民の不安を解消するため、堤防が低い箇所における部分的な嵩上げ等の事業の促進をお願いします。

## 22 安全で安心して暮らせる県土を創る治水対策の推進について

【要望先：土木部】

### 【継続事業分】

河口堆積土砂等の浚渫について適時適切な実施をお願いします。

#### (1) 周布川【浜田】

##### ①河口周辺

冬場の波浪による、導流堤から右岸側への堆砂を原因として、係留施設への出入りの障害や水位上昇に伴う小河川の氾濫が発生するため、定期的な浚渫による河口閉塞の解消をお願いします。

##### ②その他

近年、氾濫注意水位を超過することがあります。地域住民の安全・安心の確保のため、引き続き河川内の樹木伐採や河道掘削を進めていただくようお願いします。

#### (2) 下府川【浜田】

掘込河道で計画された下府川下流部は、海浜部からの流砂により河口埋塞の恐れがあります。定期的な浚渫をお願いします。

#### (3) 唐鐘川【浜田】

波浪により河口が閉塞し流水停滞が発生するため、定期的な浚渫をお願いします。

#### (4) 久代川【浜田】

久代川の河口法線（海浜部）は大きく東側へ蛇行している上に、流砂による埋塞のため、豪雨時には排水不良による床下浸水が発生しています。定期的な浚渫による河積断面の確保をお願いします。

#### (5) 三隅川【三隅】

三隅川河口部は、波浪による海浜部からの流砂により河口閉塞の恐れがあります。定期的な浚渫による河積断面の確保をお願いします。

#### (6) 小国川【金城】

令和5年度に谷口橋整備事業に着手し、令和6年度から用地調査及び用地買収を進めています。事業実施において、小国川の護岸嵩上げや弥栄旭インター線の線形修正が必要となりますので、事業の完成に向け、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

## 23 県民の生命や財産を守る砂防事業等の推進について

【要望先：土木部】

浜田市は、海・山の豊かな自然環境に恵まれている反面、市域の大部分が山地であり、住家の多くが山際や谷あいの狭い平地に密集しているため、土砂災害危険箇所が多く点在しています。

住環境の安全と県民の生命、財産を守る砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の促進をお願いします。

### 【継続事業分】

引き続き事業の促進をお願いします。

#### (1) 急傾斜地崩壊対策事業について【浜田】

##### ①高佐町 A 地区

##### ②黒川地区

(2) 砂防事業について【浜田・旭・三隅】

- ①本郷川
- ②治和川
- ③西旗竿谷川
- ④外ノ浦谷川

(3) 地すべり対策事業について【浜田・三隅・弥栄】

- ①高野地区地すべり対策事業
- ②浜田第四期地区地すべり対策事業

## 24 海岸保全事業の促進について

【要望先：土木部】

島根県におかれましては、継続的に海岸保全事業を実施していただき感謝申し上げます。

【継続事業分】

引き続き事業の推進をお願いします。  
三隅港海岸（湊浦地区）

## 25 島根県立高等学校の寄宿舎整備について【新規】

【要望先：教育庁】

※知事要望に同じ

## 26 学校 ICT 機器更新等に係る財政支援について

【要望先：教育庁】

文部科学省が示す「GIGA スクール構想」の推進に伴い整備した端末について、公立学校情報機器整備事業費補助金により端末の更新を計画的に行うことができるようになったところ。

しかし、端末と同時期に整備したネットワーク環境や大型提示装置については補助事業がなく、今後控えた更新に係る費用の財源確保に苦慮しております。

つきましては、整備した環境を維持し児童生徒の学びが確保できるよう、周辺機器の更新等に対する財政支援について、国への働きかけのご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いいたします。

# 高齢者人口等の推移について

令和6年5月16日  
福祉環境委員会資料  
健康福祉部健康医療対策課

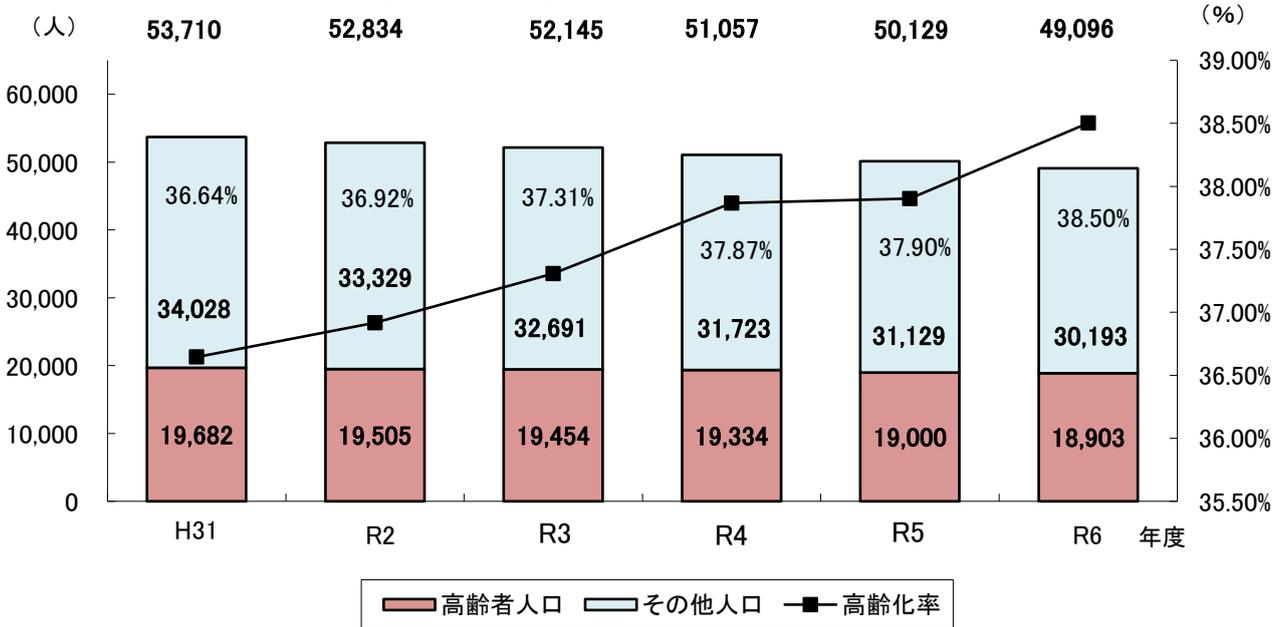
## 1 浜田市の高齢者人口及び高齢化率などの推移

(各年度4月1日現在)

年度	人口	高齢者人口	高齢者以外人口	高齢化率(%)	高齢者の世帯状況(人)		
					独居世帯	高齢者世帯 構成員数	その他世帯 構成員数
H31	53,710	19,682	34,028	36.64%	6,210	8,125	5,347
R2	52,834	19,505	33,329	36.92%	6,242	8,161	5,102
R3	52,145	19,454	32,691	37.31%	6,334	8,184	4,936
R4	51,057	19,334	31,723	37.87%	6,379	8,143	4,812
R5	50,129	19,000	31,129	37.90%	6,323	8,092	4,585
R6	49,096	18,903	30,193	38.50%	6,369	8,070	4,464

(%は小数点以下第3位を四捨五入)

人口と高齢化率の推移(平成31年度～令和6年度)



## 地域別・男女別高齢者人口等

令和6年4月1日現在

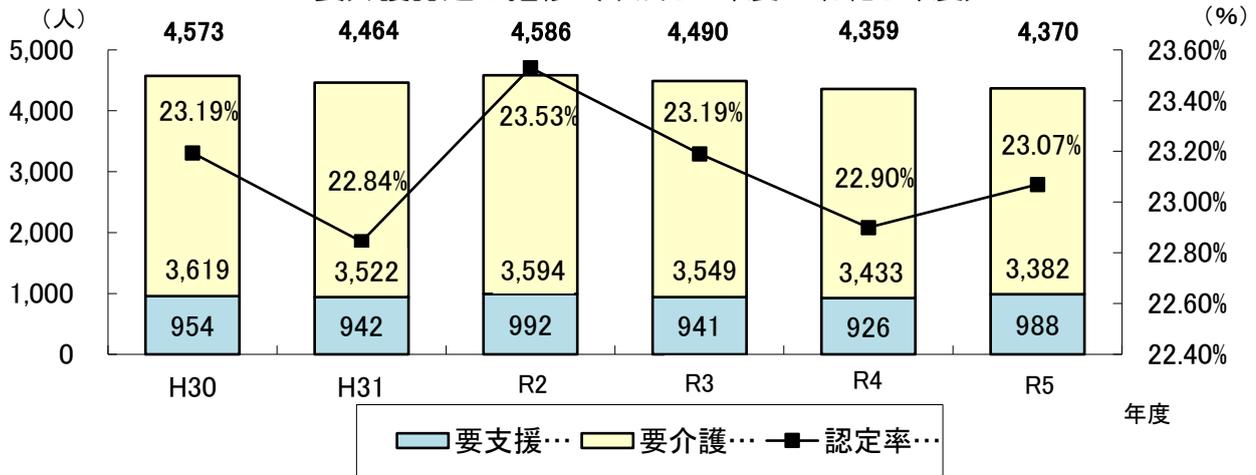
地域	人口(人)			高齢者人口(65歳以上)(人)			高齢者の世帯状況(人)			高齢化率(%)
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	独居世帯	高齢者世帯 構成員数	その他世帯 構成員数	
浜田	17,445	19,096	36,541	5,545	7,639	13,184	4,502	5,707	2,975	36.08
金城	1,839	1,953	3,792	724	950	1,674	479	744	451	44.15
旭	1,223	1,203	2,426	458	613	1,071	378	409	284	44.15
弥栄	520	564	1,084	250	306	556	231	220	105	51.29
三隅	2,550	2,703	5,253	1,047	1,371	2,418	779	990	649	46.03
合計	23,577	25,519	49,096	8,024	10,879	18,903	6,369	8,070	4,464	38.50

2 浜田市の要支援・要介護認定の推移（各年度3月末現在）

年度	第1号 被保険者数	要支援 認定者数	要介護 認定者数	認定者数	認定率 (%)	令和5年度地域別内訳			
						要支援・要介護 認定者数	第1号被 保険者数	認定者数	認定率 (%)
H30	19,716	954	3,619	4,573	23.19%	浜田	13,208	2,955	22.37%
H31	19,541	942	3,522	4,464	22.84%	金城	1,676	373	22.26%
R2	19,489	992	3,594	4,586	23.53%	旭	1,072	307	28.64%
R3	19,365	941	3,549	4,490	23.19%	弥栄	559	156	27.91%
R4	19,039	926	3,433	4,359	22.90%	三隅	2,424	579	23.89%
R5	18,939	988	3,382	4,370	23.07%	合計	18,939	4,370	23.07%

(%は小数点以下第3位を四捨五入)

要介護認定の推移（平成30年度～令和5年度）

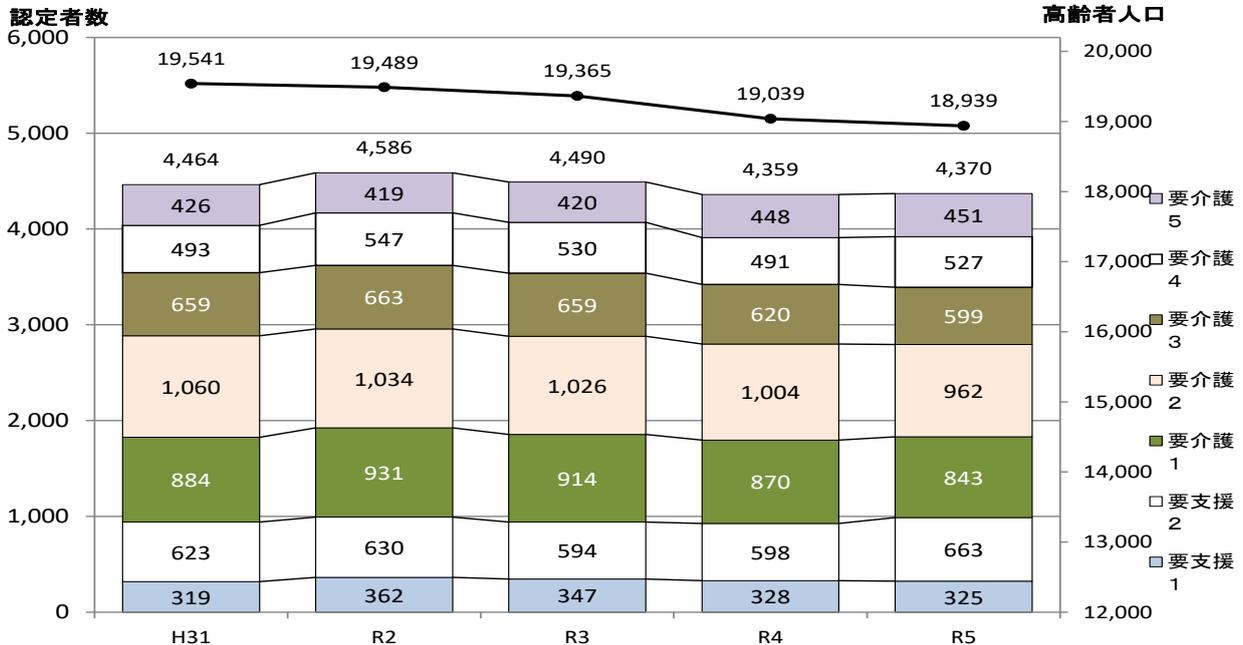


要支援・要介護認定区別の推移（平成31年度～令和5年度）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	高齢者人口	認定率
H31	319	623	884	1,060	659	493	426	4,464	19,541	22.84%
R2	362	630	931	1,034	663	547	419	4,586	19,489	23.53%
R3	347	594	914	1,026	659	530	420	4,490	19,365	23.19%
R4	328	598	870	1,004	620	491	448	4,359	19,039	22.90%
R5	325	663	843	962	599	527	451	4,370	18,939	23.07%

(第2号被保険者を除く)

各年度3月末現在



島根大学医学部医学科『地域枠』及び

市内看護学校卒業生・入学生の状況について

◆令和 5 年度 卒業生の状況

1. 島根大学医学部医学科「地域枠」【浜田市出身】

R1	R2	R3	R4	R5
0	1	2	3	0

2. 浜田医療センター附属看護学校

卒業生の就職状況

(単位：人)

浜田市	江津市	益田圏域	大田圏域	出雲圏域	松江圏域	雲南圏域	隠岐圏域	県内合計	
14 (13)		2 (2)	1 (0)	9 (7)	5 (0)	1 (0)		32 (22)	
鳥取	広島	山口	岡山	大阪	福岡	東京		県外合計	
1 (0)	2 (7)	2 (0)		3 (0)	1 (1)	2 (0)		11 (8)	
保健師 学校進学	助産師 学校進学	その他						その他合計	
	0 (1)							0 (1)	
								総合計	43 (31)

※ ( ) は昨年度卒業生数  
 ※浜田市のうち、浜田医療センター 13人

浜田市内の就職状況

(単位：人)

R1	R2	R3	R4	R5
16	16	16	13	14

3. 浜田准看護学校

卒業生の就職状況

(単位：人)

浜田市	江津市	益田圏域	大田圏域	出雲圏域	松江圏域	雲南圏域	隠岐圏域	県内合計	
3 (2)	1 (1)	2 (5)						6 (8)	
鳥取県	広島県	山口県	岡山県					県外合計	
								0 (0)	
看護学校 進学	その他							その他合計	
	5 (2)							5 (2)	
								総合計	11 (10)

※ ( ) は昨年度卒業生数  
 ※浜田市のうち、市内病院 0人、診療所 1人、介護施設 2人  
 ※看護学校進学のうち、県内 0人、県外 0人

浜田市内の就職状況

(単位：人)

R1	R2	R3	R4	R5
8	7	8	2	3

【裏面は入学生の状況】

◆令和6年度 入学生の状況

1. 島根大学医学部医学科『地域枠』【定員 10人】

浜田市出身入学者数の推移

(単位：人)

R2	R3	R4	R5	R6
2	3	2	2	0

R2～R6 年度入学者9名のうち男性8人、女性1人

2. 浜田医療センター附属看護学校【定員 40人】

入学者数の推移

(単位：人)

R2	R3	R4	R5	R6
34	47	45	39	45

出身地別

(単位：人)

浜田市	江津市	益田圏域	大田圏域	出雲圏域	松江圏域	雲南圏域	隠岐圏域	県内合計	
10 (10)	4 (3)	6 (4)	3 (2)	9 (4)	3 (7)	6 (3)	1 (1)	42 (34)	
鳥取	広島	山口	岡山	大阪	沖縄	香川		県外合計	
	2 (3)	1 (1)				0 (1)		3 (5)	
								総合計	45 (39)

※ ( ) は昨年度入学者数

入学者のうち男性 8人、女性 37人  
 ≪一般≫受験者 23人、合格者 22人、実質倍率 1.04 倍、辞退者 11人  
 ≪推薦≫受験者 34人、合格者 33人、実質倍率 1.03 倍、辞退者 0人  
 ≪社会人≫受験者 2人、合格者 1人

3. 浜田准看護学校【定員 30人】

入学者数の推移

(単位：人)

R2	R3	R4	R5	R6
21	11	17	9	6

出身地別

(単位：人)

浜田市	江津市	益田圏域	大田圏域	出雲圏域	松江圏域	雲南圏域	隠岐圏域	県内合計	
5 (6)	0 (1)	1 (1)	0 (1)					6 (9)	
鳥取	広島	山口	岡山	愛知県				県外合計	
								総合計	6 (9)

※ ( ) は昨年度入学者数

入学者のうち男性 0人、女性 6人  
 当校受験者 6人、合格者 5人、実質倍率 1.2 倍、辞退者 1人 離職者等再就職訓練事業枠で入学 2人

◆浜田市医療従事者等宿舎の入居状況 (令和6年4月1日現在)

浜田医療センター (南側棟 6戸) : 2戸入居 (医療従事者)  
 浜田市医師会 (北側棟 6戸) : 1戸入居 (准看護学生)

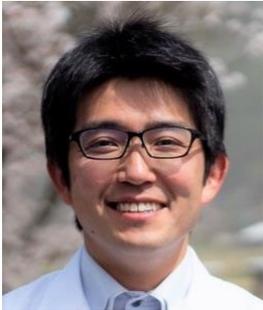
## 令和 6 年度浜田市国保診療所の医師体制について

浜田市国保診療所における医師体制について、報告します。

### 1 診療体制について

診療所名	診療科目	診療日
大麻診療所	内科	土 ※第 2、第 4 の午前のみ
波佐診療所	内科・小児科	月～土 ※金は午前のみ ※土は第 1、第 3 午前のみ
あさひ診療所	内科・小児科	月～土 ※金は午前のみ ※土は第 2、第 4 午前のみ
弥栄診療所	内科・眼科 ※眼科は第 4 木曜のみ	月～土 ※金は午前のみ ※土は第 2、第 4 午前のみ

### 2 医師の体制について

弥栄診療所	あさひ診療所		波佐診療所
所長 佐藤誠医師	所長 上野伸行医師	診療担当所長 邊田健一医師	所長 佐藤優子医師
			
平成 25 年度採用	令和 2 年度採用 ※県派遣	令和 6 年度採用 ※県派遣	平成 26 年度採用 ※任期付短時間

※ 佐藤誠医師は大麻診療所長及び医療統括監を兼務

## 令和6年度幼児教育・保育施設の変更点と未就学児童の状況について

### 1 令和6年度幼児教育・保育施設の変更点について

- (1) 「保育所型認定こども園」から「幼保連携型認定こども園」へ移行した施設  
 ・認定こども園ながさわ子ども園

### 2 浜田市の未就学児童及び施設入所(園)児童の状況について

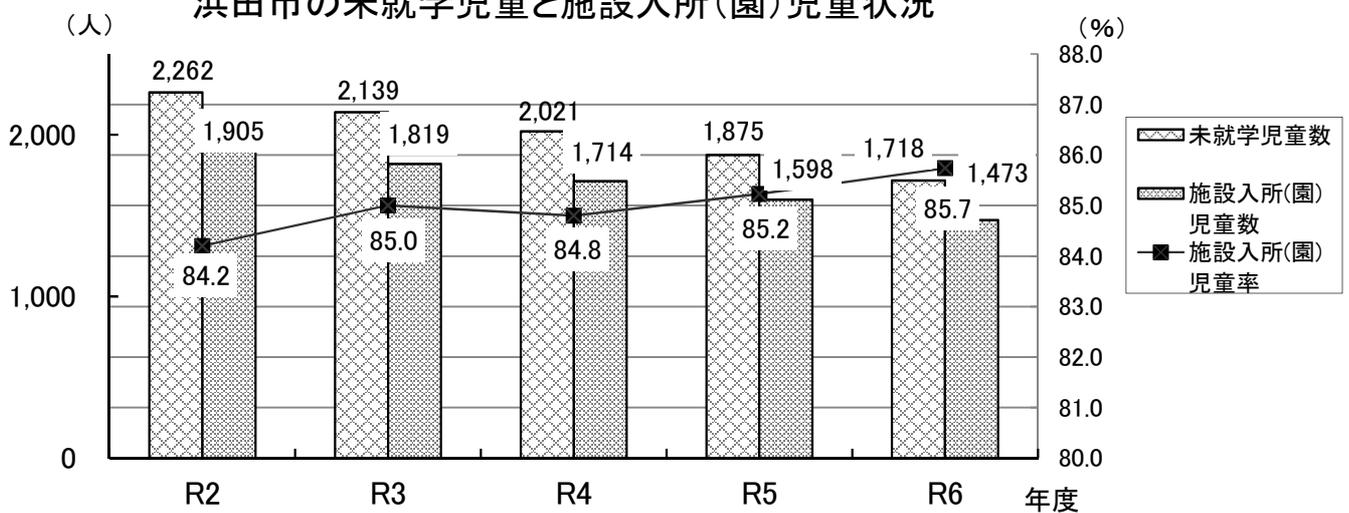
各年度4月1日現在

年度	人口 人	未就学 児童数 人	施設入所(園) 児童数 人	施設入所(園) 児童率 %	施設別入所(園)状況		
					保育所 人	認定こども園 幼児園部 人	幼稚園 人
R2	52,834	2,262	1,905	84.2	1,764	48	93
R3	52,145	2,139	1,819	85.0	1,658	78	83
R4	51,057	2,021	1,714	84.8	1,572	76	66
R5	50,129	1,875	1,598	85.2	1,468	71	59
R6	49,096	1,718	1,473	85.7	1,381	52	40

※保育所は、認可外保育施設を含む。

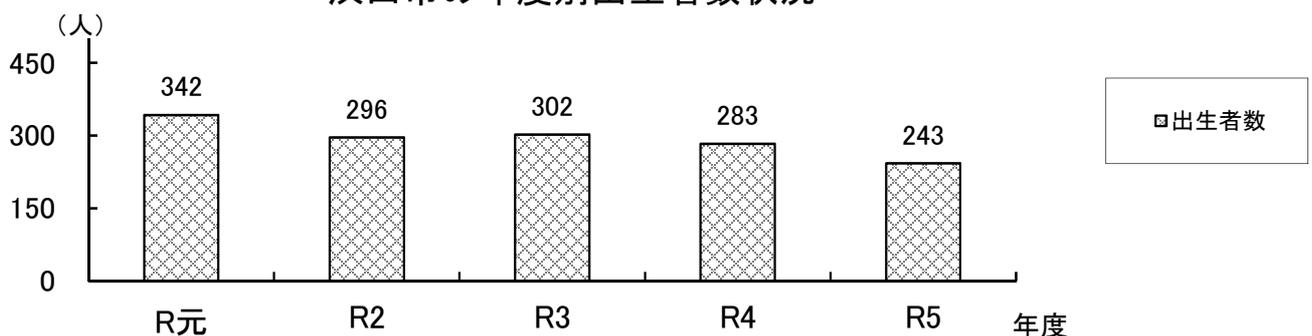
#### 浜田市の未就学児童と施設入所(園)児童状況

(各年度4月1日現在)



#### 浜田市の年度別出生者数状況

(各年度中出生者数)



# ○浜田市の未就学児童の状況について

## 1 人口構成等の状況 (R6.4.1現在)

地域	人口	世帯数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	R5年	増減(R6-R5)
浜田	36,541	18,749	201	236	222	221	231	261	1,372	1,479	△ 107
金城	3,792	1,820	10	21	19	18	15	26	109	119	△ 10
旭	2,426	1,253	11	8	15	16	17	16	83	89	△ 6
弥栄	1,084	621	1	1	2	4	4	6	18	24	△ 6
三隅	5,253	2,687	16	15	24	23	31	27	136	164	△ 28
合計	49,096	25,130	239	281	282	282	298	336	1,718	1,875	△ 157

## 2 施設の入所状況 (R6.4.1現在)

地域		施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	R5年	増減(R6-R5)
浜田	私立保育所	12	33	127	124	120	125	138	667	701	△ 34
	こども園(保育)	5	25	68	78	67	74	87	399	424	△ 25
	こども園(幼児)		-	-	-	13	10	14	37	54	△ 17
	公立幼稚園	1	-	-	-	6	6	10	22	27	△ 5
	私立幼稚園	1	-	-	-	3	8	7	18	31	△ 13
	認可外保育施設	1	1	8	2	4	4	3	22	18	4
	計	20	59	203	204	213	227	259	1,165	1,255	△ 90
金城	私立保育所	4	4	19	16	18	14	26	97	97	0
	計	4	4	19	16	18	14	26	97	97	0
旭	こども園(保育)	1	3	6	9	9	9	8	44	49	△ 5
	こども園(幼児)		-	-	-	5	4	6	15	17	△ 2
	計	1	3	6	9	14	13	14	59	66	△ 7
弥栄	こども園(保育)	1	1	1	2	2	5	5	16	21	△ 5
	こども園(幼児)		-	-	-	0	0	0	0	-	-
	計	1	1	1	2	2	5	5	16	21	△ 5
三隅	私立保育所	3	3	13	20	23	29	23	111	128	△ 17
	計	3	3	13	20	23	29	23	111	128	△ 17
広域※	広域保育所	-	1	3	2	3	4	1	14	17	△ 3
	広域こども園(保育)	-	1	1	2	2	0	3	9	10	△ 1
	広域小規模A型	-	0	0	2	0	0	0	2	3	△ 1
	広域幼稚園	-	-	-	-	0	0	0	0	1	△ 1
	計	-	2	4	6	5	4	4	25	31	△ 6
合計	私立保育所	19	40	159	160	161	168	187	875	926	△ 51
	広域保育所	-	1	3	2	3	4	1	14	17	△ 3
	こども園(保育)	7	29	75	89	78	88	100	459	494	△ 35
	認可外保育施設	1	1	8	2	4	4	3	22	18	4
	広域こども園(保育)	-	1	1	2	2	0	3	9	10	△ 1
	広域小規模A型	-	0	0	2	0	0	0	2	3	△ 1
	小計	27	72	246	257	248	264	294	1,381	1,468	△ 87
	こども園(幼児)	-	-	-	-	18	14	20	52	71	△ 19
	公立幼稚園	1	-	-	-	6	6	10	22	27	△ 5
	私立幼稚園	1	-	-	-	3	8	7	18	31	△ 13
	広域幼稚園	-	-	-	-	0	0	0	0	1	△ 1
	小計	2	0	0	0	27	28	37	92	130	△ 38
合計	29	72	246	257	275	292	331	1,473	1,598	△ 125	
施設入所児童率			30.1%	87.5%	91.1%	97.5%	98.0%	98.5%	85.7%	85.2%	0.5%
施設未利用者			167	35	25	7	6	5	245	277	△ 32

※広域とは市外を意味しており、浜田市の乳幼児が市外の施設に入所する場合を「広域入所」と言います。

放課後児童クラブの入会状況について

令和6年度入会児童状況

令和6年5月1日現在（単位：人）

No.	学校名	クラブ名	定員	クラブ入会児童数（学年別）						合計
				1	2	3	4	5	6	
1	原井小学校	ふたば学級	80	30	26	20	8	5	0	89
2	松原小学校	くすのき学級	40	5	13	12	11	5	2	48
3	石見小学校	杉の子学級	40	9	14	8	6	1	0	38
4		杉の子第2学級	35	14	7	5	3	1	0	30
5		杉の子第3学級	40	14	9	7	5	0	1	36
6	美川小学校	山ぼと学級	40	6	7	5	7	3	0	28
7	周布小学校	ひまわり学級	50	5	8	10	5	0	0	28
8		ひまわり第2学級	60	10	5	11	3	0	0	29
9	長浜小学校	とびうお学級	70	22	18	14	7	3	0	64
10	国府小学校	かぜの子学級	60	16	23	15	6	3	3	66
11		かもめ学級	60	25	15	15	7	2	2	66
12	三階小学校	さくら学級	40	14	11	10	4	3	0	42
13		さくら第2学級	40	8	6	6	5	1	1	27
14	雲城小学校	雲城地区児童クラブ	50	10	13	15	11	2	0	51
15	今福小学校	今福地区児童クラブ	30	1	6	3	1	1	1	13
16	旭小学校	今市児童クラブ	60	10	13	9	7	0	4	43
17	弥栄小学校	やさか児童クラブ	20	4	4	4	2	3	0	17
18	三隅小学校	三隅小児童クラブ	60	15	15	11	9	2	0	52
19	岡見小学校	岡見小児童クラブ	40	5	5	3	2	2	2	19
令和6年 合計			915	223	218	183	109	37	16	786
設置学校全児童数				364	369	383	387	384	381	2,268
入会児童数割合				61.3%	59.1%	47.8%	28.2%	9.6%	4.2%	34.7%

※ 入会児童数割合＝入会児童数／全児童数

令和5年 合計				245	222	158	89	41	16	771
設置学校全児童数				377	385	390	385	384	409	2,330
入会児童数割合				65.0%	57.7%	40.5%	23.1%	10.7%	3.9%	33.1%

## 1歳児に対する相談支援事業の実施について

### 1. 目的

1歳の誕生日を迎える児のすこやかな成長を応援するとともに、保護者が安心して育児ができるようアンケートやチラシを通し、相談対応や地域の社会資源も含めた子育て支援の情報提供を行う。

### 2. 事業の概要

- 対象児：令和6年4月以降1歳の誕生日を迎える児  
(令和6年度発送予定数 224人 ※下表参照)
- 開始時期：令和6年5月開始(5月対象：令和5年4月生まれ)
- 実施内容：1歳の誕生月の翌月に郵送する。

#### 【送付内容】

- ①育児等に関するアンケート(二次元コードにて回答する)
  - ②祝い品(仕上げみがき専用ポイントブラシ)の贈呈
  - ③子育て支援事業の紹介・1歳児の育児のポイント(チラシ)
- ※希望者に対しては、面談や電話相談を実施する。

#### 【参考】

○令和6年度送付見込数(R6.5.8現在)

出生月	出生数(人)
令和5年4月	27
令和5年5月	22
令和5年6月	20
令和5年7月	28
令和5年8月	19
令和5年9月	16
令和5年10月	20
令和5年11月	16
令和5年12月	13
令和6年1月	23
令和6年2月	20
合計	224



祝い品  
(仕上げみがき専用ポイントブラシ)

※令和6年3月生(21人)は、令和7年4月発送

## 令和6年度 浜田市国民健康保険料率について

令和6年度の浜田市国民健康保険料率は、浜田市国民健康保険運営協議会（令和6年5月9日開催）へ諮問し、その答申に基づき決定しました。

医療分と支援金分の合計については、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額それぞれを維持します。

介護分については、所得割率を0.26ポイント、被保険者均等割額を800円、世帯別平等割額を400円それぞれ引き下げます。

### 【浜田市国民健康保険料率】

区 分			令和6年度	令和5年度	対前年度 比 較
医療分 + 支援金分	応能割	所得割	10.62%	10.62%	-
		被保険者均等割	32,600円	32,600円	-
	応益割	世帯別平等割	20,800円	20,800円	-
		賦課限度額	89万円	87万円	2万円
医療分	応能割	所得割	7.48%	7.06%	0.42pt
		被保険者均等割	23,000円	21,800円	1,200円
	応益割	世帯別平等割	14,800円	13,400円	1,400円
		賦課限度額	65万円	65万円	-
支援金分	応能割	所得割	3.14%	3.56%	▲0.42pt
		被保険者均等割	9,600円	10,800円	▲1,200円
	応益割	世帯別平等割	6,000円	7,400円	▲1,400円
		賦課限度額	24万円	22万円	2万円
介護分	応能割	所得割	2.70%	2.96%	▲0.26pt
		被保険者均等割	10,200円	11,000円	▲800円
	応益割	世帯別平等割	5,400円	5,800円	▲400円
		賦課限度額	17万円	17万円	-

### 【浜田市国民健康保険加入見込み】

区 分		令和6年度 見込み数	前期高齢者		
			0～64歳	65～69歳	70～74歳
世帯数		6,015 世帯			
被保険者数	総 数	8,243 人	3,370 人	1,770 人	3,103 人
	一般被保険者	8,243 人	3,370 人	1,770 人	3,103 人
	退職被保険者	0 人	0 人		
介護保険第2号被保険者(40～64歳)		2,233 人			

【料率の算定過程】

区 分		①R5料率 での試算	②繰入なし (料率引上)	③繰入あり (料率据置)	令和5年度 当初賦課	
医療分 + 支援金分	応能割	所得割	10.62%	12.22%	10.62%	10.62%
	応益割	均等割	32,600円	37,800円	32,600円	32,600円
		平等割	20,800円	23,600円	20,800円	20,800円
	賦課限度額		89.0万円	89.0万円	89.0万円	87.0万円
	1人あたり保険料(一般)		79,707円	91,086円	79,776円	77,160円
	基金繰入必要額		約9,300万円	約0万円	約9,300万円	約0万円
介護分	応能割	所得割	2.96%	2.70%	2.70%	2.96%
	応益割	均等割	11,000円	10,200円	10,200円	11,000円
		平等割	5,800円	5,400円	5,400円	5,800円
	賦課限度額		17.0万円	17.0万円	17.0万円	17.0万円
	1人あたり保険料(一般)		27,484円	25,503円	25,503円	27,805円
	基金繰入必要額		▲約500万円	約0万円	約0万円	約0万円

(注)前年度料率等と比べて上がる欄は赤色太字、下がる欄は緑色斜字で表示。

【年度末基金残高の推移】



【モデル世帯試算比較による1世帯あたり保険料額（県内8市の比較）】

<モデル世帯> 夫婦2人世帯（2割軽減に該当）

世帯員	続柄	年齢	所得額	基礎控除額	介護2号該当
A	世帯主	58	1,500,000円	430,000円	○
B	妻	55	0円	0円	○
合 計			1,500,000円	430,000円	2人

項目	浜田市	松江市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市
区分・年度	料 R6	料 R5	料 R5	税 R6	料 R5	税 R5	料 R5	料 R5
医+支	182,300円	178,500円	191,000円	200,500円	190,700円	195,300円	190,500円	182,900円
医	128,600円	122,300円	137,400円	147,600円	146,200円	156,400円	150,900円	146,300円
支	53,700円	56,200円	53,600円	52,900円	44,500円	38,900円	39,600円	36,600円
介護	49,500円	47,300円	43,700円	51,300円	44,800円	42,300円	46,000円	33,300円
保険料額	231,800円	225,800円	234,700円	251,800円	235,500円	237,600円	236,500円	216,200円
介護あり順	6	7	5	1	4	2	3	8
前年度比	0円			0円				
	▲4,400円			0円				

※100円未満の保険料は切り捨てて計算しています。

## (仮称) 益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価書の縦覧について

アジア風力発電株式会社が事業主体として事業計画のある、「(仮称) 益田匹見風力発電事業」について、環境影響評価法に基づく環境影響評価書（以下「評価書」という。）を縦覧に供するので報告します。事業計画の概要、評価書の縦覧期間等については、下記のとおりです。

### 記

#### 1 事業計画の概要

(1) 事業主体	アジア風力発電株式会社 (東京都港区東麻布)	
(2) 事業名称	(仮称) 益田匹見風力発電事業	
(3) 建設位置	島根県益田市匹見町道川地区	※裏面参照
(4) 風力発電機	最大 4.3MW/基 13 基	

#### 2 評価書の縦覧期間及び場所

(1) 縦覧期間	令和 6 年 5 月 20 日 (月) ~ 令和 6 年 6 月 19 日 (水) ※うち、平日開庁日 (8:30~17:15)
(2) 縦覧場所	浜田市役所環境課 (東分庁舎 2 階) 及び各支所市民福祉課
(3) 周知方法	広報はまだ (5 月号) 及び浜田市ホームページへ掲載

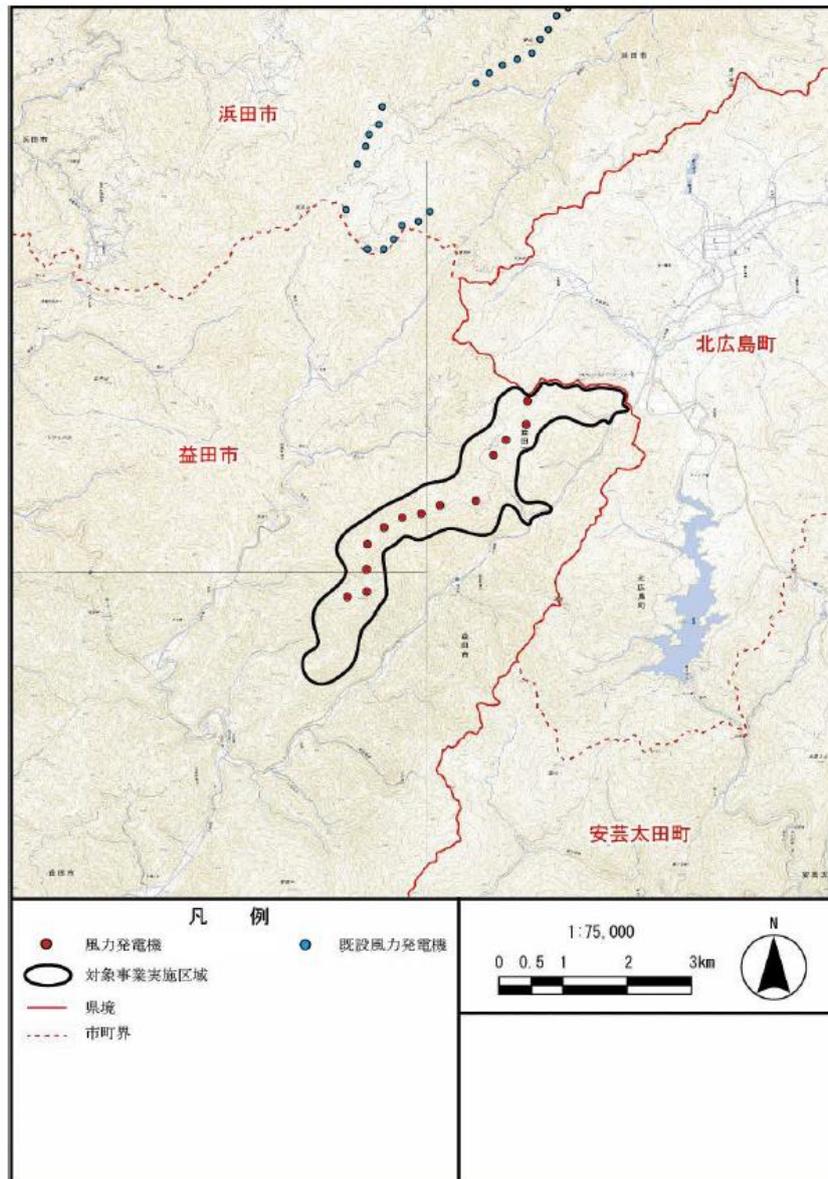


図 対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況

表 使用予定の風力発電機の概要

項目	諸元
定格出力	最大 4,300 kW
ハブ高さ	100 m
ローター直径	117 m
風力発電施設の高さ (ブレード上端の高さ)	158.5 m
カットイン風速	3 m/s
定格風速	12.0 m/s
カットアウト風速	32 m/s
定格回転数	13.6 rpm
設置基数	13 基
耐用年数	20 年

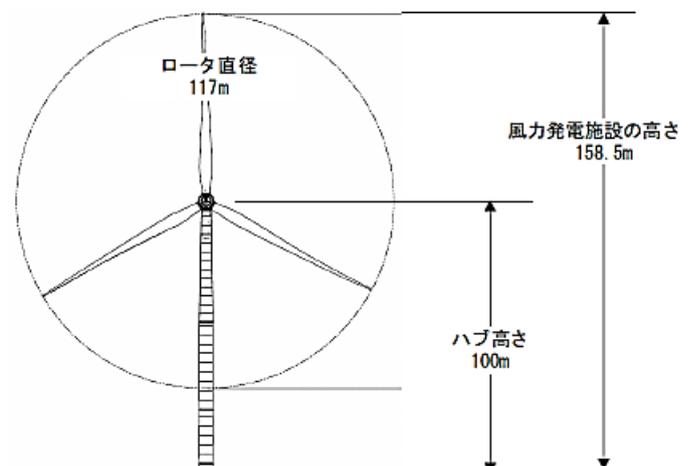


図 風力発電施設の外形図

## 令和 5 年度ごみの排出量等について

浜田市では、ごみの量を減らすために、ごみの分別収集やリサイクルボックスの設置などさまざまな取り組みを行っています。

### ごみの排出状況の前年度比較と目標値

項目 \ 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	前年度比較	参考 (令和 7 年度目標値)
ごみの総排出量 (トン)	<b>16,843</b>	<b>17,987</b>	△ 1,144	17,455
1 人 1 日平均のごみ排出量 (グラム)	<b>910</b>	<b>954</b>	△ 44	956.9
リサイクル率 (%)	<b>19.77</b>	<b>19.96</b>	△ 0.19	21.4

※目標値は、第 3 次浜田市一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年度～令和 12 年度）中間目標年次に基づいています。

### ごみの排出量は減少しました

令和 5 年度に市内から出されたごみ排出量の総量は、16,843 トンで、前年度と比較して 1,144 トン減少しました。

ごみ排出量の総量の中で年間収集量は 740 トン減少し、年間直接搬入量も 404 トン減少しました。

1 人 1 日平均排出量については、昨年度と同様に減少となり、令和 5 年度は、44 グラム減少しました。

### 令和 7 年度の間目標達成には

第 3 次浜田市一般廃棄物処理基本計画の目標数値に基づいて、ごみ排出量の削減が必要です。市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量減量やリサイクルの推進を図り、これからも地球環境を守るため「できるだけごみを出さないこと」を心がけながら、引き続き正しいごみの分け方・出し方に取り組んでいく必要があります。

# 令和5年度 ごみの排出量等について

## 浜田市における年度別ごみ排出量の推移

No.	区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	前年度比較		
						増減量(数)	増減率	
	行政区域内人口 ※1 (人)	50,596	51,629	52,557	53,645	△ 1,033	△ 2.00%	
	行政区域内世帯数 ※1 (世帯)	26,630	26,898	27,112	27,423	△ 268	△ 1.00%	
1	①年間収集量 (t)	10,519	11,259	11,448	11,485	△ 740	△ 6.57%	
2	燃やせるごみ	8,315	8,838	8,905	8,936	△ 523	△ 5.92%	
3	燃やせないごみ	392	429	415	431	△ 37	△ 8.62%	
4	資源ごみ	古紙	794	907	939	965	△ 113	△ 12.46%
5		空缶	138	150	163	172	△ 12	△ 8.00%
6		ペット・プラ容器包装	590	621	656	666	△ 31	△ 4.99%
7		びん	271	288	302	315	△ 17	△ 5.90%
8		廃乾電池 ※2	19	26	68	0	△ 7	△ 26.92%
9	1人1日平均収集量 (g)	568	597	597	587	△ 29	△ 4.86%	
10	1世帯1日平均収集量 (g)	1,079	1,147	1,157	1,147	△ 68	△ 5.93%	
11	②年間直接搬入量 (t)	6,324	6,728	7,622	7,885	△ 404	△ 6.00%	
12	燃やせるごみ	5,683	6,000	6,693	6,972	△ 317	△ 5.28%	
13	燃やせないごみ	436	509	714	676	△ 73	△ 14.34%	
14	資源ごみ	古紙	152	170	171	196	△ 18	△ 10.59%
15		空缶	11	10	9	8	1	10.00%
16		ペット・プラ容器包装	15	15	13	12	0	0.00%
17		びん	27	24	22	21	3	12.50%
18	<b>総 計 (①+②)</b>	<b>16,843</b>	<b>17,987</b>	<b>19,070</b>	<b>19,370</b>	<b>△ 1,144</b>	<b>△ 6.36%</b>	
19	可燃(焼却)・不燃(破碎・埋立)ごみ量	14,826	15,776	16,727	17,015	△ 950	△ 6.02%	
20	排出量対比(%) (H17を100とする)	75.97	80.84	85.71	87.19	△ 4.87	△ 6.02%	
21	資源ごみ排出量 (t)	2,017	2,211	2,343	2,355	△ 194	△ 8.77%	
22	総量のうち資源ごみの割合 (%)	11.98	12.29	12.29	12.16	△ 0.31	△ 2.52%	
23	リサイクル量 ※3 (t)	3,330	3,591	3,781	3,927	△ 261	△ 7.27%	
24	リサイクル率 (%)	19.77	19.96	19.83	20.27	△ 0.19	△ 0.95%	
25	1人1日平均排出量 (g)	910	954	994	989	△ 44	△ 4.61%	
26	1世帯1日平均排出量 (g)	1,728	1,832	1,927	1,935	△ 104	△ 5.68%	
27	年間総排出量対比(%) (H17を100とする)	70.04	74.80	79.30	80.55	△ 4.76	△ 6.36%	

※1 行政区域内人口・世帯数は各年度3月末現在の数値となっています。

(島根あさひ社会復帰促進センター入所者見込1,500人を含む。)

※2 廃乾電池は、令和3年度に3年分、令和4年度及び令和5年度は1年分の処理を行いました。

令和4年度以降については、毎年リサイクル処理を行います。

※3 「リサイクル量」欄の数値は、「資源ごみ排出量」から汚れなどの理由により資源化できなかったものの数量を除き、エコクリーンセンターの可燃ごみの焼却から発生した「スラグ」及び「メタル」と不燃ごみ処理場の不燃ごみから回収した「金属(くず鉄)」の数量を加えたもの。

※4 表示単位未満は、単純四捨五入のため合計は必ずしも一致しません。

## 浜田市と Terra Charge 株式会社との持続可能な地域づくり に関する包括連携協定書の締結について

標記協定について、持続可能な地域づくりに関する包括連携協定書を下記のとおり締結したので報告します。

### 記

1. 締 結 日：令和 6 年 3 月 14 日
2. 相 手 方：東京都港区芝浦 1-1-1 浜松町ビルディング 12F  
Terra Charge 株式会社 代表取締役社長 徳重 徹
3. 選定の経緯：昨年春頃から当市公共施設への EV 充電器無償設置の話が 3 社からあり内容を浜田市カーボンニュートラル推進本部で検討した結果、以下の選定理由により決定した。
4. 選定理由（普通 EV 充電器 6 kW 無償設置以外の理由）：
  - (1) 初期費用、保守管理費用、手続き等は事業者が負担する
  - (2) 公共施設から使用した電気料は年度末に返金される
  - (3) 周辺地域との整合性が取れ、相互に利便性が向上する
  - (4) 日本製で部品供給などの地政学リスクが少ない
5. 連携内容について：
  - (1) 公共施設等への EV 充電器の無償設置に関すること
  - (2) クリーンエネルギー自動車の普及啓発とカーシェアリングに関すること
  - (3) 環境教育・啓発を通じた市民の環境意識の醸成に関すること
  - (4) 地域防災力の向上と地域公共交通の促進に関すること
  - (5) ゼロカーボンシティの実現に資する取組に関すること
  - (6) その他、持続可能な地域づくりに関すること
6. 今後の動き：
  - (1) 令和 6 年度中に 8 ヶ所 20 基の普通 EV 充電器を設置する。  
(本庁舎 2、北分庁舎 2、旭支所 4、弥栄支所 4、三隅支所 2、中央図書館 2、ふるさと体験村 2、杵束まちづくりセンター 2、)
  - (2) 令和 7 年度以降も EV 充電器を順次無償設置する。(約 30 施設 60 基)
  - (3) EV 充電器の無償設置以外の連携項目については、今後必要に応じて実施する。

## 本庁支所間におけるオンライン窓口の試験的導入について

国の自治体DX推進計画では、自治体には自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。また、第2.1版（R5.11）においては、「書かないワンストップ窓口」など、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進めていく必要があるとされました。

これを受け、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進めることを目的に、本庁窓口と支所窓口をオンライン（Web会議システム）でつなぎ、本庁担当職員がモニター越しに対応することで、住民が最寄りの支所等から各種手続等をできる仕組みを下記のとおり試行します。

### 記

- 1 試行期間 令和6年5月7日（火）～令和6年10月31日（木）（予定）
- 2 試行方法
  - ① 本庁総合窓口課と旭支所市民福祉課にWeb会議端末を設置。
  - ② 支所窓口において住民が対応を希望した場合、又は支所職員が対応困難な場合に総合窓口課職員がオンラインの画面を通して直接対応する。  
※総合窓口課の職員で対応できないものについては、関連部署へ対応を依頼する場合があります。
  - ③ 本庁への接続や各種手続等の補助は支所職員が行う。



【旭支所（市民福祉課）】



【本庁（総合窓口課）】

- 3 その他
  - ① 試行を通して改善点等の洗い出しを行う。
  - ② 試行後、各支所及び本庁関連部署への導入を目指す。

## 令和6年度 軽自動車税（種別割）の当初賦課状況等について

### (1) 軽自動車税（種別割）の当初賦課状況について（詳細は裏面）

昨年度と比較して、当初賦課調定額は、約8万円の増となりました。

	令和6年度	令和5年度	増 減	前年度比
当初歳入予算額	205,755,000円	202,928,000円	2,827,000円	101.4%
当初賦課調定額	209,197,800円	209,112,400円	85,400円	100.0%
課税台数	26,170台	26,422台	▲252台	99.0%
二 輪	9,163,800円	9,170,800円	▲7,000円	99.9%
課税台数	3,055台	3,107台	▲52台	98.3%
四 輪	197,093,400円	197,125,200円	▲31,800円	100.0%
課税台数	22,101台	22,328台	▲227台	99.0%
その他	2,940,600円	2,816,400円	124,200円	104.4%
課税台数	1,014台	987台	27台	102.7%

### (2) 調定額の主な増減理由（税制改正による影響）

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| ① 四輪軽自動車の新税額適用車両の課税台数の増 | 906万円増 |
| ② 四輪軽自動車の旧税額適用車両の課税台数の減 | 913万円減 |
| ③ 原動機付自転車第1種の課税台数の減     | 18万円減  |
| ④ 小型特殊自動車の課税台数の増        | 12万円増  |

### (3) 納税通知書発送件数

	令和6年度		令和5年度		増 減	前年度比
	発送件数	割合	発送件数	割合		
課税台数 (納税通知書発送件数)	26,170台	100.0%	26,422台	100.0%	▲252台	99.0%
納付書納付	16,942台	64.7%	16,987台	64.3%	▲45台	99.7%
口座振替	9,228台	35.3%	9,435台	35.7%	▲207台	97.8%
納税義務者数	17,901人	—	18,077人	—	▲176人	99.0%

### (4) 納税通知書発送日 令和6年5月2日（木）

### (5) 商品軽自動車※の課税免除実績（平成23年度から実施）

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
免除金額	174,600円	244,100円	183,100円	360,400円	332,000円
免除台数	20台	25台	22台	43台	38台
申請業者数	7業者	7業者	6業者	7業者	10業者

※ 商品軽自動車とは、中古自動車販売業者が商品として管理し、展示・販売する軽自動車及び2輪の小型自動車のこと。

《参考》当初賦課調定の内訳

(単位；台数：台、調定：円)

車種	旧税額 ※1	新税額 ※2	重課 税額 ※3	令和6年度		令和5年度		当初賦課前年度比較			
				課税 台数 ①	調定額 ②	課税 台数 ③	調定額 ④	課税 台数 ①-③	調定額 ②-④		
二輪	原動機付 自転車	第一種 (~50CC)	—	2,000	—	1,554	3,108,000	1,647	3,294,000	▲93	▲186,000
		第二種乙 (51CC~90CC)	—	2,000	—	104	208,000	108	216,000	▲4	▲8,000
		第二種甲 (91CC~125CC)	—	2,400	—	354	849,600	342	820,800	12	28,800
		特定小型 ※4	—	2,000	—	4	8,000	—	—	4	8,000
		ミニカー	—	3,700	—	18	66,600	16	59,200	2	7,400
	軽二輪 (126CC~250CC)	—	3,600	—	501	1,803,600	493	1,774,800	8	28,800	
	小型二輪 (251CC~)	—	6,000	—	520	3,120,000	501	3,006,000	19	114,000	
	小計	—	—	—	3,055	9,163,800	3,107	9,170,800	▲52	▲7,000	
四輪	乗用	営業用	6,600	6,900	8,200	19	129,600	15	99,100	4	30,500
		自家用	8,600	10,800	12,900	15,289	161,589,200	15,464	161,443,700	▲175	145,500
	貨物用	営業用	3,600	3,800	4,500	129	494,000	129	490,500	0	3,500
		自家用	4,800	5,000	6,000	6,664	34,880,600	6,720	35,091,900	▲56	▲211,300
	小計	—	—	—	22,101	197,093,400	22,328	197,125,200	▲227	▲31,800	
その他	小型特殊自動車 (農耕作業用)	—	2,000	—	780	1,560,000	771	1,542,000	9	18,000	
	小型特殊自動車 (その他)	—	5,900	—	234	1,380,600	216	1,274,400	18	106,200	
	小計	—	—	—	1,014	2,940,600	987	2,816,400	27	124,200	
合計	—	—	—	26,170	209,197,800	26,422	209,112,400	▲252	85,400		

※1 旧税額：初度検査年月が平成23年4月～平成27年3月の四輪に適用（平成27年度の税額）

※2 新税額：初度検査年月が平成27年4月以降の四輪または、二輪や小型特殊自動車に適用  
 なお、四輪のうち一定の環境性能基準を満たした車両については、軽課税額を適用

※3 重課税額：初度検査年月が平成23年3月以前（新規登録から13年経過）の四輪に適用

※4 特定小型原動機付自転車：一定の要件を満たす電動キックボード等（令和5年7月1日～）

## 令和6年度固定資産税の当初賦課状況等について

### (1) 固定資産税の当初賦課状況

令和5年度の当初賦課調定額と比較して、土地・家屋は減額、償却資産は増額となっています。

単位：円

		令和6年度	令和5年度	増減	前年度比
当初歳入予算額		5,803,700,000	5,536,296,000	267,404,000	104.8%
当初賦課調定額		<b>6,529,062,200</b>	6,213,499,100	315,563,100	105.1%
内訳	土地	828,397,826	840,806,386	▲12,408,560	98.5%
	家屋	1,550,083,944	1,583,628,700	▲33,544,756	97.9%
	償却資産	4,150,580,430	3,789,064,014	361,516,416	109.5%

### (2) 調定額の主な増減理由

土地	… 地価下落等による減額	▲約 12,000 千円
家屋	… 評価替え等による減額	▲約 33,000 千円
償却資産	… 大規模施設の増設等による増額	約 361,000 千円

### (3) 納税通知書発送日 令和6年4月24日（水）

### (4) 納税通知書発送件数

		令和6年度		令和5年度	
納税通知書発送件数 (納税義務者数)		<b>26,448件</b>	納付方法別割合	26,754件	納付方法別割合
納付書納付用		9,535件	36.1%	9,374件	35.0%
口座振替用		16,913件	63.9%	17,380件	65.0%

### (5) 相談窓口の開設について（場所：本庁2階 資産税課窓口）

納税通知書の発送に併せて、相談窓口を開設しています。

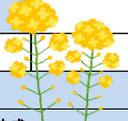
	期 間	時 間	相談件数
固定資産税	4月25日(木)～5月10日(金)	午前 9 時～午後 5 時	433件



浜田市子育て支援施策一覧

令和6年4月1日現在

分類	妊娠期	0歳	1歳～3歳	4歳～6歳	小学生	中学生	高校生	
母子保健・相談	1 風しん任意予防接種費助成							
	5 産前産後家事支援サポーター							
	2 不妊治療費助成	7 産婦健診	<b>新規</b>					
	3 初回産科受診料助成	8 産後ケア事業						
	4 母子健康手帳	8 赤ちゃん訪問	乳幼児家庭訪問					
	6 妊婦健診 妊婦歯科健診	9 胎児検査助成 乳児健診	9 1歳6か月児健診	9 3歳児健診				
		10 ブックスタート	フッ素塗布（1歳6か月児、3歳児健診対象児）					
	妊娠8か月アンケート	すこやか健診（発達クリニック）						
	妊婦家庭訪問	16 子育て世代包括支援センター（すくすく）、34 予防接種（定期、任意助成）						
	養育支援家庭訪問							
妊婦健康相談	11 乳幼児健康相談（未就学児・医療的ケア児）				思春期・不登校相談（青少年サポートセンター）			
児童家庭相談								
ママ/パパ学級	12 離乳食・食育教室				学校保健			
保育所（園）・幼稚園	13 保育所（園）（認定こども園含む26園）							
	① 延長保育（25園）							
	② 一時保育（26園）							
	③ 障がい児保育（26園）							
	④ 休日保育（子育て世代包括支援センター（すくすく））							
	⑤ 病児・病後児保育（病児・病後児保育室（びいびくのおへや））							
				14 幼稚園（公立1園・私立1園）				
				15 認定こども園幼稚（児）園部（私立7園）				
				① 預かり保育（すべての幼稚園及び認定こども園幼稚（児）園部）				
子育て支援	16 地域子育て支援センター 子育て世代包括支援センター（すくすく）、子育て支援センター おひさま、ひなっこクラブ、あさひないるクラブ、やさか子育て支援センター							
	17 ファミリーサポートセンター							
	18 子育て広場・子育てサロン、子育てサークル				19 放課後児童クラブ（19クラブ） 放課後児童居場所づくり（1園）			
					20 放課後等デイサービス			
					21 まちづくりセンター（放課後子ども教室等）			
22 子育て短期支援事業 子育て応援隊								
経済的支援	23 出産・子育て応援金							
	24 新生児子育て応援金							
	25 児童手当							
	27 保育料負担軽減、28 第3子以降保育料無償化、29 第3子以降保育所等給食費無償化				学校給食費支援			
	未熟児養育医療							
	30 子ども医療費助成							
	母子家庭等自立支援給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、26 児童扶養手当、31 ひとり親家庭医療費助成							
	17 ファミリーサポートセンターひとり親家庭助成（1/2軽減）							
32 特別児童扶養手当（20歳未満）、障害児福祉手当（20歳未満）、福祉医療費助成								
発達支援	紙おむつ廃棄用ゴミ袋配布							
	保育所（園）・幼稚園等巡回訪問							
	発達相談							
教室・学習	乳幼児教室							
	食育推進（食育講座、啓発活動）				防犯・安全教育（子ども安全センター）			
情報	すくすくファイル、子育て支援サイト							
事業所	33 出会い・結婚・出産・子育て応援事業所認定							
分類	妊娠期	0歳	1歳～3歳	4歳～6歳	小学生	中学生	高校生	

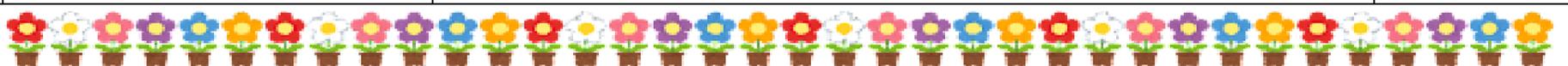




# 子育て支援策の概要



支援施策	説明	担当課	
<b>🍷 妊娠・出産（妊娠～3歳）</b>			
1 風しん任意予防接種費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻しん風しん混合ワクチン 助成限度額 4,000円</li> <li>風しんワクチン 助成限度額 2,000円</li> </ul>	健康医療対策課 (健康づくり係) ☎25-9311	
● 対象者	接種日に浜田市に住民登録がある者で抗体検査の結果、医師から接種が必要と判断された次のいずれかに該当する者 ① 妊娠を希望する女性（未婚でも可能） ② 妊娠を希望する女性の同居者 ③ 妊婦（抗体価の低い者に限る）の同居者		
2 不妊治療費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般不妊治療費助成（3年間） 上限 150,000円/年</li> <li>生殖補助医療費助成（条件あり） 上限 125,000円・360,000円/回</li> <li>不育症治療費助成 50,000円/回</li> </ul> 子育て世代包括支援センター又は支所市民福祉課へ申請が必要です。		
3 初回産科受診料助成 <b>〈新規〉</b>	・住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦に対し、初回産科受診料を補助します。（上限 10,000円）※助成を受けるための要件あり。 子育て世代包括支援センター又は支所市民福祉課へ申請が必要です。		
4 母子健康手帳	・妊娠中の方に母子健康手帳を交付します。妊娠届を、子育て世代包括支援センター又は支所市民福祉課へ提出してください。		
5 産前産後家事支援サポーター	・妊娠から出産後3年以内で家事支援が必要な人へサポーターを派遣します。（予約制 1回2時間 利用料 400円）※登録後、初回無料券あり 子育て世代包括支援センター又は支所市民福祉課へ事前の登録が必要です。		子育て世代包括支援センター ☎22-1253  金城市民福祉課 ☎42-1235  旭市民福祉課 ☎45-1435  弥栄市民福祉課 ☎48-2656  三隅市民福祉課 ☎32-2806
6 妊婦健康診査 妊婦歯科健康診査	・妊娠中に最大14回の妊婦健診で、国が定める検査項目については全額助成します。（多胎児の場合は追加あり。）母子健康手帳別冊をご利用ください。 ・妊娠中に1回、歯科健診を全額助成します。		
7 産婦健康診査	・産後間もない時期（2週間及び1ヶ月）のお母さんの健診を実施します。（全額助成）母子健康手帳別冊をご利用ください。		
8 産後ケア事業 こんにちは赤ちゃん訪問	・産後1年未満のお母さんと赤ちゃんが助産院で助産師のケアを受けることができます。（予約制 1回2時間 利用料 0円～1,000円） ※7回まで利用料助成あり ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問します。 事前に連絡します。		
9 新生児聴覚検査 乳幼児健康診査	・新生児聴覚検査に2,000円を助成します。 母子健康手帳別冊をご利用ください。 ・5か月、1歳6か月、3歳の年齢の乳幼児を対象とした集団健康診査を実施しています。※1歳未満の乳児は、医療機関で健康診査を2回受診できます。母子健康手帳別冊をご利用ください。		
10 ブックスタート	・生後5か月の乳児を対象に絵本を無料で配布しています。		
11 乳幼児健康相談	・身長・体重の測定、保健師、助産師及び歯科衛生士による発育・発達の確認、健康相談などを、子育て世代包括支援センター（すくすく）で実施しています。また、医療的ケア児の相談も実施しています。		
12 離乳食・食育教室	・栄養士による離乳食、食育について学ぶ教室を、子育て世代包括支援センター（すくすく）で実施しています。申し込みが必要です。		
<b>🍷 保育所（園）、幼稚園等（0歳～6歳）</b>			
13 保育所（園） (私立26園(うち認定こども園7園))	・保護者が共に働いているなど、保育を必要とする乳幼児の保育・教育を実施しています。申請書の提出が必要です。	子ども・子育て支援課 (保育所幼稚園係) ☎25-9330	
① 延長保育	・通常保育時間を越えて保育を必要とする乳幼児の保育を行っています。（施設ごとに時間が異なります。別途利用料がかかります。）		
② 一時保育	・家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を保育所等で預かる事業です。希望される保育所等へ申し込みをしてください。（利用料はおおむね900円～2,000円ですが、子どもの年齢や利用時間により異なります。）		
③ 障がい児保育	・障がい児に対する保育を実施しています。		
④ 休日保育	・保育所入所児童のうち希望者を対象とした休日保育を、子育て世代包括支援センター（すくすく）で実施しています。子ども・子育て支援課へ事前登録が必要です。（利用料は3歳未満2,400円、3歳以上2,200円です。）		
⑤ 病児・病後児保育	・生後8週間から小学校6年生までの乳幼児及び児童を対象とした病児保育事業を実施しています。事前登録が必要です。 (使用料は、100円/時間、1日最大1,000円です。※減免制度もあります。)		
14 幼稚園（公立1園、私立1園） 15 認定こども園幼稚（児）園部（私立7園）	・満3歳（公立は3歳児クラス）から小学校就学前の幼児を対象とした教育を実施しています。 申請書の提出が必要です。		
① 預かり保育	・教育時間終了後等の保育をすべての幼稚園及び認定こども園幼稚（児）園部で実施しています。（施設ごとに時間が異なります。別途利用料がかかります。）		



支援施策	説明	担当課											
 <b>子育て支援 (0歳~18歳)</b>													
16 地域子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、子育て支援に関する情報提供等を以下の施設で実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て世代包括支援センター (すくすく) (野原町) <ul style="list-style-type: none"> <li>★保健師等の専門職員が相談を受け、妊娠・出産・育児の継続した支援を行っています。</li> </ul> </li> <li>● 子育て支援センター おひさま (三隅郵便局前) ☎28-7907</li> <li>● ひなしっこクラブ (日脚保育園内) ☎27-1064</li> <li>● あさひなないろクラブ (あさひ子ども園内) ☎45-8181</li> <li>● やさか子育て支援センター (旧安城保育園) ☎48-2613</li> </ul> </li> </ul>	子育て世代包括支援センター ☎22-1253											
17 ファミリーサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となって、子育てを支援します。(利用料 300 円~400 円/30 分、ひとり親家庭は減免制度があります。) 事前の登録が必要です。※登録後、初回無料券あり</li> </ul>												
18 子育て広場・子育てサロン	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりセンター等で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、子育て支援に関する情報提供等を行います。</li> </ul>												
19 放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後や土曜日、夏休み等の昼間、児童の健全育成のために適切な遊びや生活の場を提供します。(利用料 5,000 円+おやつ代 1,000 円/月 (土曜日、夏休み利用は別途徴収)、減免制度があります。) 子ども・子育て支援課又は支所市民福祉課へ入会申込書を提出してください。</li> </ul>	子ども・子育て支援課 (子ども政策係) ☎25-9331											
20 放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。(対象：小・中・高校就学中の障がい児)</li> </ul>	地域福祉課 ☎25-9322											
21 まちづくりセンター (放課後子ども教室等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後や休日 (不定期開催) において、子どもたちや親子を対象とした様々な体験・交流活動を行っています。※各まちづくりセンターによって状況が異なりますので、詳細は担当課までお問い合わせください。</li> </ul>	まちづくり社会教育課 ☎25-9204											
22 子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の疾病その他の理由により児童の養育が一時的にできない場合に、児童養護施設又は里親等において一定期間、児童を預かります。</li> </ul>	子ども・子育て支援課 (子ども家庭相談係) ☎25-9331											
 <b>経済的支援 (0歳~18歳)</b>													
23 出産・子育て応援金	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠届出をした方、生まれた子どもを養育する方に支給します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>出産応援金 妊婦 1 人あたり 50,000 円</li> <li>子育て応援金 子ども 1 人あたり 50,000 円 ※いずれも面談実施後に申請が必要です。</li> </ul> </li> </ul>	子育て世代包括支援センター ☎22-1253											
24 新生児子育て応援金	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤ちゃんが産まれた世帯に支給します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※第 1 子、第 2 子 50,000 円 ※第 3 子以降 300,000 円</li> </ul> </li> </ul>	子ども・子育て支援課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。											
25 児童手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校修了前の児童を養育する方に支給します。子ども・子育て支援課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。</li> </ul>	子ども・子育て支援課 (子ども政策係) ☎25-9331											
● 支給月額	<table border="0"> <tr> <td>3 歳未満</td> <td>15,000 円</td> <td>中学生</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 歳~小学校修了前</td> <td>10,000 円</td> <td>所得制限限度額以上</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(第 3 子以降は 15,000 円)</td> <td>所得上限限度額以上</td> <td>支給対象外</td> </tr> </table>		3 歳未満	15,000 円	中学生	10,000 円	3 歳~小学校修了前	10,000 円	所得制限限度額以上	5,000 円	(第 3 子以降は 15,000 円)		所得上限限度額以上
3 歳未満	15,000 円	中学生	10,000 円										
3 歳~小学校修了前	10,000 円	所得制限限度額以上	5,000 円										
(第 3 子以降は 15,000 円)		所得上限限度額以上	支給対象外										
26 児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>18 歳までの児童 (心身におおむね中度以上の障がいがある場合は 20 歳未満まで) を養育しているひとり親家庭等に支給します。子ども・子育て支援課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。</li> </ul>	子ども・子育て支援課 (保育所幼稚園係) ☎25-9330											
● 支給月額 (所得に応じて金額が異なります)	<table border="0"> <tr> <td>全部支給</td> <td>45,500 円</td> <td>一部支給</td> <td>45,490 円~10,740 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">※第 2 子 10,750 円 (一部支給 10,740 円~5,380 円)、第 3 子以降 1 人 6,450 円 (一部支給 6,440 円~3,230 円) が加算されます。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">※前年の所得が限度額以上の場合は支給を停止します。</td> </tr> </table>		全部支給	45,500 円	一部支給	45,490 円~10,740 円	※第 2 子 10,750 円 (一部支給 10,740 円~5,380 円)、第 3 子以降 1 人 6,450 円 (一部支給 6,440 円~3,230 円) が加算されます。				※前年の所得が限度額以上の場合は支給を停止します。		
全部支給	45,500 円	一部支給	45,490 円~10,740 円										
※第 2 子 10,750 円 (一部支給 10,740 円~5,380 円)、第 3 子以降 1 人 6,450 円 (一部支給 6,440 円~3,230 円) が加算されます。													
※前年の所得が限度額以上の場合は支給を停止します。													
27 保育料負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 歳以上児、住民税非課税世帯の 3 歳未満児を対象として保育料を無償としています。(実費負担については無償となりません。)</li> <li>保育料が無償とならない 3 歳未満児については、保育料を国基準の 6 割以下に設定しており、きょうだいや世帯の状況により更に軽減しています。</li> </ul>	子ども・子育て支援課 (保育所幼稚園係) ☎25-9330											
28 第 3 子以降保育料無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 子以降の児童について保育所、認定こども園及び認可外保育施設の保育料を無償とします。</li> </ul>												
29 第 3 子以降保育所等給食費無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 子以降の児童について保育所、認定こども園、幼稚園及び認可外保育施設の給食費を無償とします。※上限額 (月額 7,800 円) の範囲内</li> </ul>	保険年金課 ☎25-9411											
30 子ども医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>18 歳までの子どもの医療費の自己負担額を助成します。保険年金課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。</li> </ul>												
● 1 か月・1 医療機関あたりの自己負担限度額	<table border="0"> <tr> <td>小学校就学前</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>小学生 (医療費の 1 割負担)、中学生~18 歳</td> <td>入院 2,000 円、通院 1,000 円、薬局等 無料 ※所得制限はありません。</td> </tr> </table>	小学校就学前	無料	小学生 (医療費の 1 割負担)、中学生~18 歳	入院 2,000 円、通院 1,000 円、薬局等 無料 ※所得制限はありません。								
小学校就学前	無料												
小学生 (医療費の 1 割負担)、中学生~18 歳	入院 2,000 円、通院 1,000 円、薬局等 無料 ※所得制限はありません。												
31 ひとり親家庭医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得税非課税世帯の 18 歳未満又は高校 3 学年修了 (20 歳未満) までの児童を養育するひとり親家庭の医療費の自己負担額を一部助成します。保険年金課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。</li> </ul>	地域福祉課 ☎25-9322											
● 1 か月・1 医療機関あたりの自己負担限度額	<table border="0"> <tr> <td>市民税課税世帯</td> <td>入院 20,000 円、通院 6,000 円、薬局等 無料</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>入院 2,000 円、通院 1,000 円、薬局等 無料</td> </tr> </table>		市民税課税世帯	入院 20,000 円、通院 6,000 円、薬局等 無料	市民税非課税世帯	入院 2,000 円、通院 1,000 円、薬局等 無料							
市民税課税世帯	入院 20,000 円、通院 6,000 円、薬局等 無料												
市民税非課税世帯	入院 2,000 円、通院 1,000 円、薬局等 無料												
32 特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体や精神に障がいのある 20 歳未満の児童の父母等に支給します。地域福祉課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。</li> </ul>	地域福祉課 ☎25-9322											
● 支給月額 (障がいの程度に応じて金額が異なります)	<table border="0"> <tr> <td>1 級該当児童 1 人につき</td> <td>55,350 円</td> </tr> <tr> <td>2 級該当児童 1 人につき</td> <td>36,860 円</td> </tr> </table>		1 級該当児童 1 人につき	55,350 円	2 級該当児童 1 人につき	36,860 円							
1 級該当児童 1 人につき	55,350 円												
2 級該当児童 1 人につき	36,860 円												



支援施策	説明	担当課
 <b>その他</b>		
33 出会い・結婚・出産・子育て 応援事業所認定	・従業員の出会い、結婚、出産、子育てを積極的に支援する取組を行う事業所等を「出会い・結婚・出産・子育て応援事業所」として認定します。	子ども・子育て支援課 (子ども政策係) ☎25-9331
34 予防接種	<p>・予防接種法で定められている「定期接種」と、希望者が接種を受ける「任意接種」があります。</p> <p><b>定期接種は定められた期間内に無料で受けることができます。</b></p> <p>定期接種 B型肝炎、小児肺炎球菌、結核（BCG）、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ、子宮頸がんヒトパピローマウイルス（HPV）、ロタウイルス</p> <p>任意接種 おたふくかぜ、インフルエンザ等</p> <p>※おたふくかぜ（1歳）は4,000円、インフルエンザ（1歳から小学校6年生）は1,000円×2回/年を市が助成しています。該当者には助成券を郵送します。また、骨髄移植等の治療により免疫が消失した人への再接種費用の助成もあります。</p>	子育て世代包括 支援センター ☎22-1253
● 種類		

※各支所でも受付しています。  
お気軽にお問い合わせください。

○金城支所(市民福祉課)：☎42-1235

○旭支所(市民福祉課)：☎45-1435

○弥栄支所(市民福祉課)：☎48-2656

○三隅支所(市民福祉課)：☎32-2806

## 浜田市こども家庭センターを設置します

令和6年4月から「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」を一体的に運営し、相談支援体制を強化した「浜田市こども家庭センター」を子育て世代包括支援センター（すくすく）と市役所本庁舎にそれぞれ設置します。

これまで以上にお子さんとそのご家庭に寄り添った切れ目のない相談支援を行います。

なお、窓口の場所や電話番号は、これまでどおりとなります。

《問い合わせ先》

●妊娠、出産、乳幼児期の健康・子育て等に関すること

子育て世代包括支援センター（すくすく）子育て支援係  
平日 8:30～17:15 ☎22-1253

●家庭児童相談・児童福祉に関すること

子ども・子育て支援課（本庁舎）子ども家庭相談係  
平日 8:30～17:15 ☎25-9331



## 新婚世帯の新生活を応援します

次のいずれかを給付します。

 **結婚新生活支援事業補助金**

(住居費など)

夫婦共に29歳以下 上限 **600,000円**

夫婦共に39歳以下 上限 **300,000円**

 **結婚新生活応援金**

新婚世帯へ

一律 **100,000円**

※申請には要件がありますので、まずはご相談ください。

《問い合わせ先》

定住関係人口推進課 ☎25-9511



## 子育て世代包括支援センター（すくすく）

妊婦さんや親子が参加できる行事をいろいろ計画しています。行事のない時間も年齢に合わせたおもちゃや絵本等で自由に遊べ、園庭で外遊びもできます。

子どもさん同士の交流、子どもを通しての仲間づくりにご利用ください。

また、「子育て支援施策概要」のうち、センターが担当している業務の手続きもできます。

内容	時間	月	火	水	木	金	土	日
窓口（届出、申請等）	8:30～17:15	●	●	●	●	●	休	休
親子で遊べる日 (対象：就学前の子どもとその家族)	8:30～17:00	●	●	休	●	●	●	●

\*祝日を除き、土日も利用できます。

(水曜日は乳幼児健診等により、親子で遊べる日はお休みです。)



妊娠期から子育て期に関する相談について、保健師等の専門職員が面談や電話でお答えし、安心して育児ができるようにサポートします。(オンライン相談も可。※要予約)

 **ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。**

- ・初めての妊娠、出産で何もかも不安...
- ・母乳、ミルクが足りているか心配
- ・子育てにイライラしたり、気持ちが落ち込む
- ・子どもに落ち着きがないけど大丈夫かしら... など
- \*「相談室」があり、秘密は厳守します。



《問い合わせ先》野原町 859-1

子育て世代包括支援センター（すくすく） ☎22-1253

※浜田市からのお知らせや予防接種の予定日をスマホのプッシュ通知で受け取り、市HPの情報検索しやすくなっています。母子手帳の記録の入力や画像の保存もできます。

## 「子育て応援アプリ」すくすく



※浜田市の子育て支援施策の詳細は、浜田市ホームページにあります

## 「浜田市子育て支援サイト」



※浜田市のがん検診などの情報を発信しています。

## 「浜田市健康情報」



※食事作りの応援にお手軽簡単レシピを掲載しています

## 「びいびくん食堂」

